令和４年第１回　飯塚市議会会議録第４号

　令和４年３月３日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１０日　　３月３日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。３番　光根正宣議員に発言を許します。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　公明党の光根でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、「認知症施策について」お伺いしたいと思います。

まず、認知症サポーターについてでございますけれども、全国的に高齢化が急速に進む中、第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代が全て７５歳以上の後期高齢者となる２０２５年まで、あと３年と間近になりました。高齢化の進行に伴い、認知症患者の割合も増加し、２０２５年には７００万人となり、高齢者人口の約２０％になると推計されております。認知症に関係する問題や課題は、いまだに多く残っているような状況であると感じております。そのような中において、認知症の方やその家族の人たちをサポートする認知症サポーターの役割というものは、大変重要であると考えています。

認知症サポーターは、平成１７年に厚生労働省による「認知症を知り地域をつくる１０カ年キャンペーン」の一環として行われた「認知症サポーター１００万人キャラバン」に端を発し、認知症サポーターを全国で１００万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを、市民の手によってつくることを目指してきました。その後、平成２４年に策定された認知症施策推進５か年計画、いわゆるオレンジプラン、次に平成２７年に策定された認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを経て、年を追うごとに認知症サポーターの養成促進が重要視されるようになり、養成目標もどんどん高くなってきています。新オレンジプランでは、認知症との共生、そして予防を一層強化していく方針であり、特に共生を実現させていくためには、認知症サポーターは不可欠な存在であるため、サポーターの活動の場づくりについても、併せて取り組む必要があると考えています。

では、まず初めに、本市の認知症高齢者等の現状についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　本市における認知症の方の人数を正確に把握することは困難ではございますが、厚生労働省による全国の認知症高齢者等の人数は、平成２４年時点で約４６２万人であり、高齢者の約７人に１人と推計されております。また、認知症の疑いがあるとされる軽度認知障がいと推計される約４００万人を合わせますと、高齢者の約４人に１人が認知症あるいは認知症の疑いがあると推計されております。このことから、本市も同様の状況であると仮定して推計しますと、本年１月末現在の６５歳以上の高齢者人口は４万５１８人でございますので、その４分の１となる約１万人の方が、認知症または認知症の疑いがあるというような状況であると推測されます。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　本市においても、約１万人の方が認知症または認知症に関する何らかの疑いがあるというような状況でありますが、認知症の方やその家族をサポートしていく認知症サポーターは、どのような役割を担っているのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症サポーターは認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者としての役割を担っております。認知症サポーターになったからといって、何か特別なことをしなければならないというわけではございませんが、先ほどの議員の質問にもございました共生社会の実現を目指していく中での、一翼を担う存在であると捉えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　では、この認知症サポーターになるためには、どのような手続が必要なのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症サポーターとして登録されるためには、認知症サポーター養成講座を受講する必要がございます。認知症サポーター養成講座の実施につきましては、飯塚市社会福祉協議会に委託しており、一般市民の方を対象とした市民講座を年３回行うとともに、市内の企業や学校、団体からの依頼に応じて、随時、講座を開催しております。また、過去に認知症サポーターとして登録された方が、新たな知識の習得やスキルアップを目的とした認知症サポーター・フォローアップ講座も年２回開催しております。なお、認知症サポーター養成講座は約９０分の講義形式で行われており、使用するテキストにつきましても、年齢層に応じて小学生向けと一般向けとに分けておりますので、気軽に受講できるものとなっております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　次に、本市での認知症サポーターの養成者数はどのようになっていますか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　本市では、平成２１年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、今年度で１３年目となりますが、今までの合計として１万１７３５人の方が認知症サポーターとして登録されております。認知症サポーターの年間養成目標数は１千人で設定しておりますが、１３年間での平均養成者数は年間９００人となっておりますので、ほぼ目標に達していると考えております。しかしながら、昨年度からは新型コロナウイルスの影響により対面形式での講座の開催が難しい状況でもございましたので、例年と比較しましても半数以下の実績となっております。また、認知症サポーター・フォローアップ講座につきましては、平成２５年度から開催し、現在９年目となっておりますが、今までの受講者数は３９６人となっております。なお、認知症サポーター養成講座は地域住民、市民、市内の民間企業、小・中・高等学校の生徒など、様々な方に幅広く受講いただいております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　今の答弁の中で、認知症サポーター養成講座を市内の民間企業でも行っているという話でございましたが、せっかくそのような地域貢献をされている企業があるということで、例えば、その企業さんに認知症サポーター本人が身につけるオレンジリングのように、その店舗とか営業所にも認知症の方に優しい企業であるとか、認知症サポーターがおりますよと、そういうような告知も含めたステッカーとかポスターとかなどを貼る工夫をしていただけると、その企業さんに対しても意識も向上するし、また、受講した意義があるのではないかと思いますので、今後、方策の一つとして検討をされてみてはいかがでしょうか。

それでは次に、本市の人口の約１割の方が認知症サポーターとして登録されてあるということですが、今後、この認知症サポーターにどのようなことを期待されますか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症サポーターの養成に際し、期待されていることは５つございまして、１つ目は、認知症に対して正しく理解し偏見を持たない、２つ目は、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、３つ目は、近隣の認知症の人や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践する、４つ目は、地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携・ネットワークをつくる、最後に５つ目として、まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍することでございます。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　では、認知症サポーターのこれからの活動目標については、どのようにお考えですか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症サポーターの養成講座では、先ほど答弁いたしました５つの期待されることのうち、地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携・ネットワークをつくることと、まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍すること等を、認知症サポーターの活動における最大の目標として考えてはおります。しかしながら、現状ではすぐに活動の場を広げていくには、ハードルが高いと思っておりますので、まずはフォローアップ講座の受講等でのスキルアップを図っていくとともに、認知症医療、介護関係者や地域の関係者等の連携や、新オレンジプランにも記載されておりますが、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の方やその家族に対する生活面の早期からの支援等を行うために、認知症の方本人もメンバーとして加え、認知症サポーターの新たな活動の場として期待されておりますチームオレンジの創設に向けた検討等も併せて行ってまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　今、答弁にありましたチームオレンジの創設については、検討すべき課題や問題等があるとは思いますが、認知症サポーターの新たな活動の場づくりは、本市における認知症施策の裾野を広げていくためにも非常に重要であると考えております。早期実現に向けた検討や協議を、ぜひ重ねていっていただきたいということを要望させていただきます。今後、ますます認知症の方が増加していくことを考えると、認知症サポーターの役割というものは、ますます重要でありますし、活躍の場を広げていくことや、サポーター活動を知らない市民の方への周知を行っていくことで、サポーター数の増加にもつながっていくと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、若年性認知症についてお尋ねしたいと思います。現在、高齢者の認知症については、社会問題としても取り上げられていることも多く、介護保険や高齢者福祉サービス、介護予防、フレイル予防といった様々な取組がなされていることもあり、私も今までに何度か質問をしてまいりました。しかしながら、この若年性認知症に関しては、あまり触れられてこなかった面がありますが、この新オレンジプランでは、７つの柱の１つとして、若年性認知症施策の強化が掲げられています。今回、認知症関連の中でも、若年性認知症に焦点を当てて幾つか質問したいと思っておりますが、初めに若年性認知症とはどういうものなのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　若年性認知症の定義といたしましては、一般的な認知症は高齢者の方が加齢に伴うなどして発症する場合がほとんどでございますが、６５歳未満の方、正式には１８歳から６４歳までに、認知症の症状を有することが認められた方が若年性認知症とされております。なお、若年性認知症が発症する平均年齢はおおむね５１歳と推計されております。

○議長（松延隆俊）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

それでは、この若年性認知症の方の人数は把握されておりますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　本市における若年性認知症者数の把握はできておりませんが、日本医療研究開発機構が令和２年３月に実施しました調査によりますと、全国における若年性認知症者数は３万５７００人と推計されており、１８歳から６４歳の人口１０万人当たりの有病者数は５０．９人となっております。これを本市の人口に当てはめますと、令和４年２月１日現在で１８歳から６４歳までの方は６万６千人おられますので、有病率を掛けますと、本市では３０人ほどの方が、何らかの若年性認知症と思われる症状を有していると推計されます。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　認知症の方の人数を把握することと同様に、この若年性認知症の方の人数を把握することはなかなか難しいと思いますが、今の答弁を聞く限りは、高齢者の認知症者数と比較すると、若年性認知症の方は多くはないものの、本市でも一定数の方がおられることは間違いないと思われます。

では、高齢者の認知症と若年性認知症を比較した場合に、何か症状などでの違いというものはありますか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　一般的には、高齢者の認知症と若年性認知症等を比較した際に、症状としての大きな違いはございませんが、どうしても発症年齢が若いということでの差があるものと考えており、若いがゆえに日常生活における異常には何となく気がついたとしても、なかなか病院受診にまでは至らず、症状が悪化してから初めて受診するようなケースが多いと感じております。実際には、このようなケースでも本人の意思で受診するというよりも、不安に思った家族の説得により受診するような場合が多いため、認知症の専門医ではなくても、少しでも異常を感じた際には、日常的なかかりつけ医に相談することが大切であると考えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　では、若年性認知症の方、本人が抱えている悩みや困っていることは、主にどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　先ほども申し上げましたが、若年性認知症の方は発症年齢が若いがゆえに、就労されてある方が多いということもあり、一般的に共通することは経済的な問題というものがあると考えられます。社会的な地位を失うのではないかという恐怖や、将来的に症状が悪化していった際の家族からの介助や介護に対する負担への心配など、想像以上に様々な悩みがあると考えられます。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　では、若年性認知症の方のご家族や介護者を取り巻く状況や抱える問題については、どのようなことがありますか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　若年性認知症が何歳で発症するか、また介護者、介助者の年齢層等によっても異なりますが、一般的に言われていることは、主たる介護者が配偶者に集中する。高齢の両親等に介護が必要となった場合に二重の介護となる。介護者が高齢の親となる場合がある。介護や介助以外にも家庭内に様々な課題を抱えている。介護者が社会的に孤立しやすいなど、介護者の年齢層に応じた様々な問題や悩みを抱えているものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　若年性認知症の方、それを支える介護者、それぞれに悩みや問題を抱えておられますが、若年性認知症の方やその家族の方が気軽に相談できるような窓口はありますか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　現状では、高齢介護課や地域包括支援センターでの、若年性認知症に関する相談等というものはほとんどないような状況ではございますが、相談等があった際には、発症前か発症後によっても相談先は異なるものと思います。かかりつけ医や認知症専門医への受診を促すとともに、専門的な窓口であります福岡県若年性認知症サポートセンターや、福岡県認知症医療センター業務を受託している飯塚記念病院をご紹介させていただくなどの対応を行っております。なお、福岡県若年性認知症サポートセンターでの相談実績でございますが、令和２年度は１３７件、令和３年度は１２月時点の実績ではございますが、１０５件となっております。なお、本市では認知症ケアパスの作成、配付を行っており、この冊子には、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の進行や状態に合わせて、どのような医療、介護サービスが受けられるのか、また、様々なサービスや相談先などを分かりやすくまとめた認知症に特化したものとなっておりますので、有効活用していただけると考えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　この若年性認知症は、若いがゆえに自覚することが難しいこともあり、家族の方など、周囲の気づきが早期発見にもつながっていきます。また、若年性認知症についても、まだまだ広く理解されているとは思いませんので、この若年性認知症というものの周知とともに、ご本人やその家族の方たちの支援というものを充実させていく必要があると考えております。

では、認知症の方を在宅で介助、介護されている介護者の視点からお尋ねしたいと思います。自分も経験があるのですけれども、実際に認知症の方を介護していくことは、本当に大変なことだと思っておりますし、少し目を離した際に行方が分からなくなり、探さなければならないようなことも起こる可能性もあります。そのように認知症等が原因での徘回等が発生した際に備え、本市におきましても、認知症高齢者等位置検索システム事業、また飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業、認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業といったようなサービスがございますが、まずは、飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の現在の加入者状況についてお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症高齢者等個人賠償責任保険事業につきましては、令和２年７月より事業を開始しておりますが、事業開始年度の令和２年度につきましては、７１名の方が登録されています。また、令和３年度につきましては、令和４年２月末時点ではございますが、２４名の方が登録されており、事業開始以降の合計で９５名の登録者数となっております。なお、現時点において保険の支払いが必要になったようなケースは発生しておりません。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　支払いが発生しないことが何よりでございます。

では次に、認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業の登録者数についてお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業につきましては、令和４年１月末現在で８６名の方が登録されています。なお、認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入要件の一つとして、認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワークの登録を要件としておりますので、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の開始以降、相乗効果として、本事業の登録者数も倍増したような状況となっております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　認知症の方を介護されている家族の方は、介護に追われて社会的にも孤立しがちな面がありますが、同じように介護している当事者同士で情報交換を行うなど、気軽に介護の相談等ができる場所などがあれば、介護におけるストレスの軽減にも効果的だと思います。そのように地域とつながるような集いの場として、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　本市では認知症の方と家族の方が地域とのつながりの場や集う場として、認知症カフェを市内１１か所に設置しております。また、市の事業ではありませんが、認知症の人やその家族を支える活動を行うボランティア団体である「認知症の人と家族の会」がございます。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　以前、認知症カフェに関する質問を行った際には、市内８か所に設置していたということでございました。今回、１１か所ということで３か所増えているようでございます。本市の認知症の方やその家族の方を取り巻く環境が少しは前進したと思います。

では、その認知症カフェの状況についてお伺いいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　認知症カフェの開催状況でございますが、過去３年の実績で申しますと、平成３０年度は市内９か所で開催回数９８回、参加者数１０９１人、平成３１年度は市内１０か所で開催回数１３６回、参加者数１１１１人、令和２年度は１０か所で開催回数６５回、参加者数２５３人となっております。令和２年度につきましては、新型コロナの影響により開催中止や参加者の欠席が相次いでおりましたので、開催回数、参加者数ともに激減している状況でございます。なお、既存の認知症カフェが将来的にも、認知症の方やその家族の方たちが今よりももっと気楽に集うことができるような場となっていくよう、関係機関や地域の関係者の方たちと連携しながら取り組んでいくとともに、認知症カフェの新規開設に向けた周知にも広く努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

他の自治体では、認知症カフェというネーミングではなくて、オレンジカフェというネーミングでされているところもありますけれども、この認知症カフェがより地域に密着し、居心地のよい場所となるために、地域のニーズに合わせて、気軽に歩いて集えるような場所、例えば自治公民館とか、そういう場所ができるように継続して取り組んでいただきたいと思います。

今回は、様々な認知症施策の中でも認知症サポーター、若年性認知症、介護者のこの３つのテーマについて質問してまいりましたが、やはり認知症とはどのようなものかをきちんと理解し、そしてどのように認知症の方やその介護者の方への見守りや支援につなげていくのか、そのためには、どのように認知症施策を充実させ、そして周知・啓発していくのかが重要であると考えております。認知症の方たちへの対応というものは、決して行政だけでできるものではありません。やはり関係者の方や、特に市民の方を巻き込んでいきながら、飯塚市全体の問題として、認知症問題を少しでも改善、解決していけるように進めていただきたいと思います。

それでは、令和２年９月議会で一般質問をさせていただきました認知症を発症するリスクが高いと考えられております加齢性難聴の方への、補聴器購入助成制度導入についてお尋ねしておりましたが、その後どのようになったかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　補聴器購入助成制度につきましては、他の自治体の導入事例なども参考に研究いたしております。人は年を重ねるごとに様々な機能が衰え、また、それを補うためには、補聴器や眼鏡、つえをはじめとする様々な補装具が必要となってまいります。これら様々な補装具全般について、総合的に勘案し、その需要と給付基準、その効果などを含め、今後も研究を継続してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　ぜひとも、よろしくお願いいたします。２０１７年７月に国際アルツハイマー病会議におきまして、イギリスのランセット委員会が認知症の危険因子として、肥満、高血圧などとともに、難聴もその一因であると発表がありました。さらに２０２０年には、予防可能な４０％の１２の要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるとの指摘がございました。この発表を受け、多くのメディアが難聴と認知症の関連性について報道がなされておりました。難聴のために耳から入る情報量が減少すると、脳の萎縮や神経細胞が弱り、それが認知機能の低下につながっていくと言われております。また、コミュニケーションが取れなくなると、周りとの関わりを避けるようになり、精神的な影響もあり、社会的に孤立してしまう危険性もあります。認知症は誰でもなる可能性があります。認知症の発症リスクを減らしていくことが大事であると思います。その意味で身体障害者手帳の対象者とならない軽・中等度難聴者に対して、補聴器の購入助成をお願いしたいと思います。

先ほども申しましたように、２０２５年を目前に控え、高齢者数の増加や、それに伴う認知症の方の増加が懸念されていることは周知の事実でございますが、その一方で、認知症の方、またその介護者を取り巻く環境については、まだまだ明るいとは言い難いような状況であると懸念しております。本市でも、認知症施策の充実に向けて真摯に取り組んでいることへの一定の理解はしておりますが、現在、治療薬等がない現時点では、認知症をゼロに近づけることは不可能であり、それであれば、認知症の方やその介護者が抱える不安や悩みを少しでも減らしていくような仕組みづくりというものが非常に重要であると考えています。国も重要施策として取り組んでおりますが、市として認知症施策全般について、どのような方向性で取り組んでいくのか、また、どのような未来を見据えているのか、市長の考えをぜひお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　私も質問議員のお気持ちと同様、認知症施策については、これは本市、そして我が国の喫緊に取り組むべき重要施策であるというように認識をしております。

市長になりまして、ちょうど５年前になりますが、３か月たった頃に、住みたいまち、住み続けたいまちの要件とはどんなことだろうと、自分なりに考えたときに、まず、安心安全なまちであること。次に、子育て環境の整った教育の充実したまちであること。次に、医療体制、そしてケアが充実したまちであること。この要件を具体的に満たすような取組をすることが、私の使命だというように、何となく自分の中で整理しまして、ちょうどその頃、私も見識を深めたいと思いまして、医師会の役員さん方と意見交換といいますか、市の医療課題についてということで、それこそかなり厳しいご意見も賜ったのですが、やり取りをさせていただきました。

その中で、実は３つあります。地域包括ケアシステムの構築と充実を図るべきだ。次に、災害時の医療体制について、市としても救急があって保持すべきだと、そして医師会も協力すると。３つ目が、今日るるご指摘いただきました増加している認知症の、その現状への対応について早期に取り組むべきだと。この３点について、整理をその場でさせていただきまして、自分なりに、そして市として取り組むということを、ちょうどそのとき担当の市の職員さんたちも一緒に参加してくれていましたので、すぐ動きにつなげることができました。

その２か月後には、九州では取組のトップランナーでありました大牟田市への先進地視察を、認知症専門医の方と、それからそのケアを担当している方もご一緒に参加いただきまして、総勢１０人以上のメンバーで先進地から学んで、いいところは取り入れて、早速取り組もうということでスタートいたしました。

認知症読本の作成や、飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の新規実施を始めたのも、そのときに何とかしたい、何とかする必要があるという思いからのものでございます。特に、認知症読本につきましては、飯塚市の将来を担う子どもたちに向け、希望と期待を込めて作成させていただきました。その認知症読本の最後のページに、長寿社会の一員として、認知症への対応は本人のせいではなく、家族だけのものでもなく、社会全体で取り組むべきもの。このメッセージは僣越ですが、私の認知症に対する思いを最後のページに添えさせていただいたものでございます。子どもたちだけではなく、全ての市民の方に、ぜひこれを共有していただきたいというように考えております。またその取組を進めていきたいと思っています。

コロナ後、健康２次被害と今言われています。具体的には、フレイルの進行、認知症の悪化、さらには基礎疾患の悪化、この３点が恐らく、コロナ後、急速に私たちが早期に手を打つべき問題となってくるというように予想していますので、今日ご指摘の件は、本市がまさに今、取組を強化すべきことだと思っています。

今後、共生社会の実現を目指し、心のバリアフリーに積極的に取り組んでいく中で、認知症の方だけではなく、外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かく接することができるような共生社会のモデル都市、それを本市が目指しまして、その中の大きな柱として、この認知症対策にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　ぜひとも、よろしくお願いしたいと思います。

最後に２点、提案させていただきたいと思いますけれども、まず１点目は、認知症診断助成制度でございます。認知症は早期に発見して適切な治療を開始すれば、進行を遅らせたり、症状を軽減することができます。また、種類によっては治療により症状が治まることがあるそうです。神戸市では認知症の人に優しいまちづくりの一つとして、認知症の心配や疑いのある６５歳以上の市民を対象に、認知症診断助成制度を創設することで早期の受診につなげており、認知症の方が外出時等に事故に遭われた場合などに救済するための認知症事故救済制度と組み合わせて、神戸モデルとして実施されております。

次に２点目は、認知症条例でございます。認知症ケアに関する理念や、施策の方向性を定めることを目的とした認知症条例が、一部の自治体でも策定されておりますし、多くの自治体で検討されております。本市においても、この認知症高齢者等個人賠償責任保険を昨年度より実施していただいております。認知症の方とそれを支える介護者の方への対応が一歩前進したと認識しております。先ほどお尋ねいたしました補聴器購入助成制度に加えて、この認知症診断助成制度、また認知症条例の策定、この３点について、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４１分　休憩

午前１０時５５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。５番　金子加代議員に発言を許します。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

今日は「不登校支援について」、また「飯塚市立中学校の標準服・学校生活のきまりについて」質問させていただきます。

この質問に入る前に、子どもに関わる事件について、皆さんと共有したいと思っています。一つは、昨年２月に起きました３児童死亡事件です。これは本当に言葉が出ないくらい衝撃的な事件でした。検証委員会が立ち上げられ、報告書が提出されました。本当に私たちは変わっていかなくてはいけないと思っております。そしてもう一つ、３０年前の１９９２年２月２０日の事件です。この事件も大変衝撃的でした。全国に報道され、飯塚の名前が多くのところで聞かれる。これは本当に衝撃的で、あのときの不安な保護者の顔、また探されている人たちの真剣な声、本当に今でも思い出されます。この２０日が安全の日として、飯塚市にずっとありますけれどもだんだん薄れていこうとしているし、言ってはならないというようなことも、何というか、聞かれるというか、言っては大変つらくなるから言えないというような状況もあります。子どもを取り巻く状況は本当に厳しいものです。３児童死亡事件のような虐待、そして飯塚事件と言われる連れ去り・誘拐というような暴力から、子どもを守る。当事者である子どもの声を聞きながら、子どもが安全で安心したまちにできるように、そしてまた、被害者も加害者も生まないまちにしていく、このことが大変重要ではないかと思っております。

今回、私はこの不登校の問題を取り扱います。代表質問の中でも、ＩＣＴの推進、スクールカウンセラーの増員、また関係課との連携を取り組むと言われて、大変心強く思いました。今回は、この不登校の状況をもう一度確認しながら、よりよい方向に向けて、皆さんで考えていきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。まず、この「不登校支援について」お尋ねいたします。文科省では、不登校をどう定義されているのか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因の背景により、登校をしない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた欠席のことでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　不登校の条件というか、それは年間３０日以上欠席したというところがありますけれども、恐らく３０日に満たない子たちもたくさんいるのではないかと思います。状況は大変厳しいものではないかと思いますが、飯塚市、本市の不登校の児童生徒の数、過去３年の推移をお答えください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　飯塚市内の過去３年間の不登校児童生徒の数の推移につきましては、令和元年度は、小学校が合計で７１人、中学校では合計１７２人、令和２年度は、小学校が合計１０７人、中学校では合計２００人、令和３年度は１１月現在で、小学校では合計８２人、中学校では合計１９５人でございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　同僚議員の先日の質問でも、小学校は令和に入って１．５倍、中学校は１．１倍増えたというような答弁がありました。私が計算したところ、令和３年、これはまだ１１月現在の数字でしたけれども、小学校は、小学生６８２３人に対して８２人ということは、８３人に１人、恐らく各学年に１人ずついるというような、１年生から６年生までそれぞれ違いますけれども、そのような状況ではないかと思います。また中学生では、３１０７人に対して１１月現在では１９５人ということは、１６人に１人という計算になります。１６人に１人ということは、恐らくクラスに２人はいる。不登校と定義された子どもは、クラスに２人はいるという計算ということになります。大変多い数だということが改めて思い知らされました。

では、本市の児童生徒の不登校、また登校することに困難さを感じる児童生徒やその保護者に、学校に登校できない理由を聞き取ったものはありますでしょうか。もし、その聞き取りがあるのであれば、その理由を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　各小中学校ではマンツーマン方式の対応を行っておりまして、不登校児童生徒本人やその保護者との関わりの中で聞き取りを行っております。その内容は各学校でまとめられ、教育委員会にも報告がございます。児童生徒の不登校の理由として挙げられるのが、無気力、不安、生活の乱れ、遊び等による要因が大きいことが挙げられております。また、最近では学校現場だけでは対応できない問題もございまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子育て支援等の関係機関を活用し、一人一人に応じた支援によって、不登校になっている子どもの数を増やさないことが重要となります。特に、令和２年度に不登校が増加した理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、生活環境が変化し、児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、日常の授業における学校行事や部活動などの様々な活動が制限され、子どもたちが対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したことなどが要因として挙げられます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

本当に理由は様々です。私も何人かの市民の方に聞いたところ、やはりコロナがあって、どうしても気分が悪くなって教室でご飯が食べられなくなったことから不登校が始まったということもあるなど、いろいろな話を聞いております。

では、不登校の児童生徒を支援する現状についてお尋ねいたします。不登校の支援といたしましては、学校の中で行われるものと、学校の外で行われるものがあると考えられます。まずは、学校の中で行われているものについてお尋ねいたします。不登校児童生徒、また学校に登校できるけれども教室には入れない児童生徒への対応について、その場所と人的な支援の仕方についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　不登校生が在籍しております学校は、小学校１９校中１５校、中学校は全１０校において特別な部屋を準備いたしております。その中で、適応指導教室のように教室が固定されている学校は小学校９校、中学校７校の１６校で、保健室で対応している学校は小学校６校、中学校３校の９校でございます。不登校生を担当する教員につきましては、あらかじめ担当を決めている学校が小学校１１校、中学校３校の１４校、割り振りで決めている学校が小学校４校、中学校７校の１１校でございますが、支援加配教員等が中心となって学級担任と連携しながら対応をしております。また、学校における不登校専用の教室では、学習ボランティアによる学習支援を行っている学校もございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

やはり子どもたちを支えるためには、場所と人が大変重要だと思います。大変、その子どもたちは、いろいろな状況に敏感になっていると思いますので、落ち着ける場所、そして信頼できる先生たちとの関わりが大切になると思われます。

学校によってそれぞれ対応を考えられていると思いますけれども、例えば保健室で対応されている学校が小学校では６校、中学校では３校。もしかしたら、これはそっちのほうがいいと思われる方もいるのかもしれないのですけれども、やはり、保健室は保健室の対応がありますので、しっかりその辺を、人的な配慮というのを教育委員会として考えていただけたらと思っています。

また、中学校の先生等は本当に忙しいと思いますので、先ほど教員につきましては、中学校で全ての学校で不登校を対応している。そして、あらかじめ担当を決めているところが中学校は３校だけれども、割り振り、今日は誰々、今日は誰先生というふうになっていると思うのですけれど、それが多くて７校ということでした。恐らく先生たちは、ばたばたされている中で対応されていると思うのです。そうすると、やはり子どもたちは、とてもしゃべるのが苦手になってしまったり、遠慮してしまうこともあると思いますので、そういう中学校の先生への支援というのも考えていただけたらというふうに思います。

では、不登校の児童生徒に対して、学校はどのような関わりを持っているでしょうか。オンラインを使用している場合も、代表質問等で聞きましたけれど、その場合を含めてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　不登校の児童生徒には、定期的な家庭訪問や電話連絡を欠かさず行っております。現在ではご指摘のとおり、学習者用端末のグーグルミートを活用いたしまして、オンライン朝の会や、オンライン学習等を実施しているとの報告を受けております。また、タブレットドリルを活用いたしました学習支援も行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

先日の同僚議員の代表質問の中でも、こういう支援は行っているけれども、全てではないという答弁をいただいたと思います。ここがやはり問題だと私は思います。同じ飯塚でありながら、この学校はしっかりオンラインでも対応できる。でも、この学校はできないというのは、やはりそれは先生たちが大変だと重々承知の上ですけれども、やはり同じような対応ができるように取り組んでいただければと再度要望しておきます。

そしたら、次にいきます。今度は学校外の不登校支援についてのお尋ねです。飯塚市には３つ大きな不登校支援施設があると思われます。一つは、飯塚市の適応指導教室「コスモス」、そして民間施設の「オアシス」、そして「みんなのおうち」という不登校児童生徒を支援する施設です。それぞれの児童生徒の在籍数を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　フリースクールでの不登校の児童生徒の在籍数でございますが、学校に対する復帰や新たな入所希望等がございますので、固定はされておりませんが、現在のところ飯塚市適応指導教室コスモスには中学生が６人、民間施設のオアシスには中学生１８人と小学生２人の計２０人、そして、みんなのおうちには中学生７人と小学生が１人の計８人の児童が在籍いたしております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

やはり子どもたちはそれぞれ状況が違うので固定されていないという状況ですが、それぞれ、コスモスには６人、オアシスでは２０名、みんなのおうちでは８名、これは私がみんなのおうちの方に聞いたところによると、飯塚市は８名だけれども、ほかの市町村も預かっているので、全部合わせると２０名近くいらっしゃるという話でした。

では、それぞれの施設の支援者の数、またその支援の内容について教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　飯塚市適応指導教室コスモスでは教員免許を持つ有資格者２名の会計年度任用職員が支援に当たっております。教科の学習指導をはじめ、生活体験学習や教育相談なども行いながら、自立のための支援を行っております。また、オアシスでは１４名のボランティアサポーターが支援に当たっております。午前中は５教科を中心に、午後は書道や美術、園芸なども行っております。みんなのおうちでは４名のスタッフと８名のボランティアが支援に当たっております。週に１度、生活的自立を目的とした授業を行い、オンライン授業や訪問による学習なども取り入れた支援を行っております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、それぞれの給食、または交通手段の状況を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まず、通所の方法ですが、コスモスとオアシスにつきましては、基本的には保護者が送迎をしておりまして、近隣の生徒は徒歩や自転車で通っております。また、みんなのおうちでは、保護者から必要経費を徴収いたしまして、各ご家庭に対して施設の車で送迎を行っているところでございます。昼食につきましては、コスモスとオアシスにつきましては、昼食をご家庭から持参してきておりまして、みんなのおうちにつきましては、保護者から徴収した財源で昼食を提供しているようでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

今までにそれぞれの施設の状況を聞いてまいりました。在籍児童生徒数、スタッフの人数、支援内容、交通手段、昼食等について教えていただきました。施設ごとに言いますと、適応指導教室コスモスは、穂波支所の敷地内にあり、今のところ在籍６名、スタッフは教員免許のある会計年度任用職員の方が２名、そして保護者による送迎、また徒歩や自転車で通学しているということです。また、昼食は家族から持参しているということでした。また、オアシスは鯰田の「つどいの広場いいづか」で運営されており、在籍は小学生を含む２０名、スタッフはボランティアサポーター１４名、保護者が送迎したり、徒歩や自転車。これは、先ほどのコスモスと同じですけれど、そういう交通手段を使い、昼食もコスモスと同じように家庭から持参ということですよね。みんなのおうちは筑穂元吉の民間施設で運営されており、在籍は飯塚市の児童生徒は８名だが、それ以上にいる。全部合わせると現在１８名。そしてスタッフは、全部合わせると１２名。そして、必要であれば自宅まで車で送迎、迎えに行く。また、昼食は施設からの提供を受けているということ、こういう内容でよろしかったでしょうか。

私もこの３つの施設にそれぞれ行ってお話を伺いました。本当にそれぞれによさがあって、先生方も本当に一生懸命頑張っているなと思うし、何より子どもたちが大変落ち着いている、安心した表情なのが印象的でございます。

本当にここから少し厳しい言い方かもしれませんけれど、適応指導教室コスモスは財政的な援助はたくさんあると私は考えます。会計年度任用職員が２名という割に６名の児童生徒しかいない。オアシスは２０名の子どもたちを受けているのに、全てボランティアで運営されている。しかし、ここはありがたいことだと思うのですけれども、飯塚市がつどいの広場を運営しているから、光熱水費は無料で使えているということです。最後のみんなのおうちは、確かに費用をいただいている話を聞いています。最大でも３万円をいただいて、本当に心苦しいと言われていました。しかし、これは本当に運営費で、ボランティアだけでは続けられない。そして車の運営、車の出費、そしてまた保護者のことを考えたり、栄養面も考えると、やはり昼食を作りたいという、その気持ちでやっているということでした。

オアシスの今までの先生たちの人的ネットワーク、また、みんなのおうちのアイデアを、やはり勉強するところがあるのではないか。適応指導教室がもっと不登校支援に力を入れるべきではないかというふうに私は考えました。どの施設を選んでも、子どもが安心して学習できるように、教育委員会はそれぞれの支援をお願いしたいと思っております。

では、次にまいります。本市には、いじめ・不登校問題連絡協議会がございます。この構成メンバーと開催数について教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会の規則により、１５名以内の構成員をもって組織いたしております。構成員につきましては、市立小中学校の校長、養護教諭の代表、生徒指導教諭、ＰＴＡ連合会の代表、主任児童委員、飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の代表者、飯塚警察署の職員、法務局職員、学識経験者のほか、教育委員会が特に必要と認める者により構成されておりまして、協議会は年２回開催いたしております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　このいじめ・不登校問題連絡協議会の中に、先ほど申しました不登校支援をされている団体はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　そういった団体は在籍しておりません。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

このメンバーを見たところ、それぞれの会の代表の方というのが中心のように感じます。その代表の方から、それぞれ話がいくのかもしれませんけれども、実際のところの話というのは、やはり実際に現実に子どもに関わっている方が、そこにいるべきではないかと感じました。ぜひ、この構成メンバーもしっかり協議していただければと思っています。

では、このいじめ・不登校連絡協議会は、どのような内容が協議され、どのように今後にいかされているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　不登校児童生徒についての現状及び対応につきまして、不登校の未然防止について協議をしております。また、年度末の協議におきましては、それまでの取組を検証いたしまして、何と申しましても、新規の不登校生を生まないための取組について、家庭支援や児童相談所等の関係機関との連携について協議をいたしております。具体的な内容といたしましては、いじめの認知について、全職員で共通認識をする方法や適応指導教室、フリースクールと学校との連携強化の方法についてなどのご意見をいただきまして、今後の学校の取組に反映するようにしております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

やはり何かとても不思議だと思いますよね、ここ。内容は、適応指導教室、フリースクールと学校との連携の強化と言っているのだけれど、そこにはそのメンバーがいないというのは、やはり大変不思議です。しっかりその内容を協議して、メンバーも協議していただきたいと思っております。

それでは、今後の支援についてお伺いいたします。飯塚市教育委員会として、どのような対策を今後考えていくのでしょうか、教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　文部科学省では、不登校児童生徒への支援に対しまして、学校に登校するという結果のみを目的とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことや、進路の選択肢を広げる支援が必要であると述べております。今後、不登校で自宅においても学校と同様に学習ができ、しかも出席扱いとなるような学習環境を構築するため、飯塚市内小中学校は統一したハイブリッド型の教育を段階的に推進していくことが必要ではないかと考えております。例えば、自宅や学習支援室からのオンライン学習、学習支援ソフトを活用したオンライン学習、スクールカウンセラーと児童生徒やその保護者とのオンライン相談など、市内の小中学校の児童生徒の実態に応じた学習支援で、授業は教室という概念に捉われず、全ての児童生徒に学習の機会を提供できる仕組みを推進してまいります。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

段階的にというところが、やはりみそだなと思います。本当にどの先生にも、今のオンラインの状況を全て同じようにというのは、本当に厳しい状況なのは分かっていますけれど、子どもたちの立場になったら、あそこの学校だったらできる、あの先生だったらできるのに、そうでなかったらできないというのは、やはり学習がしっかりできないと思っております。ぜひ、その辺、検討していただけたらと思っています。

では、学校に行けない児童生徒の学習権の保障についてどう考えているのか、教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　そのような場合、常にご家庭と連絡を取り合いまして、社会で自立できるよう、児童生徒の進路について話合いを進めるようにいたしております。また、各学校におきましても、その他、様々な取組を行っているわけでございますが、教育委員会では来年度に向けまして、学校教育課内でＩＣＴを活用した不登校支援チームをつくろうと考えておりまして、学校及び関係機関等との連携によるＩＣＴを活用した不登校支援の取組を計画いたしております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

今までは、それぞれ体制はできていたけれども、はっきりとした、この不登校支援ＩＣＴ活用チームという名前で、しっかりとした計画を立ててやっていくということでございますよね。

では、中学校までは、すごく学習の保障ができていると思いますけれども、卒業した後、不登校の子どもたちは、時にはその先が決まらなかったり、また高校に行くとか、就職したとしても、またそれを辞めてしまったりする場合もあると聞いています。不登校の生徒について、何かそのつながりというものを考えているか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　中学校３年生は義務教育最終学年でございまして、進路を決定しなくてはなりません。不登校の生徒に対しましても、担任を中心に進路指導主事、学年主任や管理職も関わり、進路決定を人生の分岐点として、進路形成について親身に関わらせております。また、中学校卒業後は高校との連絡協議会が年に２回ほど行われますので、卒業後の状況を確認することで、気になる生徒の状況を確認したり、また、保護者と連絡がとれるようにいたしております。また、進路が決定しなかった生徒に対しましても、翌年の入試情報であるとか、ハローワークの情報などを提供しております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

ぜひ、中学校を卒業しても、その支援をやめないでいただきたいと思っています。先日の答弁の中で、不登校の支援は学校だけでは難しいとはっきり言われました。そのとおりだと思います。学校の先生は勉強を教えることだけではなくて、ほかにもいろいろな、様々なことがあります。だからこそ、子育て支援課や福祉課、様々なところで力を合わせていかなければならないと思っております。

その中で、私は一つ提案があります。子どもたちはもちろんのこと、家族を支援していただきたい。先ほど同僚議員が、介護のところで申しました、そして市長も言われました。認知症に関しては、その方本人の問題ではない、家族の問題でもない、社会問題だと。それは恐らく不登校にも言えることだと思います。私は何人かの市民の方に会ってまいりました。その中で、保護者の方が言われたのは、私が悪いんだ、私の育て方が間違っていたから、この子をこんなことにさせてしまったという発言で、いや、そんなことないよと。結構な数の方がそういうふうに自分を責められます。しかもそれは、女性が多いのです。女性は、やはり男性がお仕事をされている合間に見ているから、自分が仕事をしようと思ったときに子どもが不登校になってしまった。そしたら自分はもう仕事を辞めて、行くのをやめて、子どもに付き合っていく。そうすると、その保護者も体調を壊されていく。また、兄弟も心身ともに体調を壊されていくという現状を、何人もの方から聞きました。市長が言われるように、やはり、これは介護と同じように社会の問題で、どこかの一つだけがやる問題ではないと思います。しっかりと支援していただきたい。

そしてこれもやはり、私が提案したいのは、保護者同士のピアカウンセリングの場、また、ペアレントメンターというシステムがあります。少し上の先輩の保護者から、今現在、困っている保護者に対しての支援をしていく。これは認知症の支援の仕方と似ていると思って聞きました。ぜひ、こういう取組も考えていただけたらと思っています。

それでは続きまして、ちょっと長くなりましたが「標準服と学校の決まりについて」お尋ねいたします。まず、標準服です。ＳＤＧｓの考え方は広く周知されるようになりました。中でも、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化は、横断的な価値として、ＳＤＧｓ全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において、常にその視点を確保し、施策に反映するものであるというふうに言われております。本市におきましてもＳＤＧｓにつきましては、第２次飯塚市総合計画、第２次飯塚市男女共同参画後期プラン（素案）、そして第三次飯塚市人権教育・啓発実施計画（素案）の中にも盛り込まれております。そして、第２次飯塚市男女共同参画プランの中では、性別に基づく固定的な意識を見直し、性別に捉われることなく、個性や可能性を伸ばせるよう人権尊重、そして男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進の場を図りますというふうに書かれております。現在、飯塚第一中学校が穂波西中学校に引き続きブレザー型の標準服を導入いたしました。そのほかの市立中学校で、ブレザー型の導入の計画があるかどうかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　現在、ご指摘がございました２校以外で、標準服をブレザー型に検討している学校が幾つかあるとは聞いておりますが、申し訳ございません、詳細につきましては承知をいたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、標準服をブレザー型に替えた利点というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　先ほどもおっしゃったと思いますが、ＬＧＢＴＱ等の多様性の配慮や、また機能性などが挙げられると考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

これもオンラインと同じような考え方で進めていただければと思っております。この学校では進んでいる、この学校では進んでいないというのは、大変納得ができない子どもたちもいるのではないかと思います。実際に、私の知り合いは、自分の子どもは女の子だけれども、絶対にセーラー服は着たくない。だから今度、学校に話しに行くと言われていました。これが飯塚第一中学校や穂波西中学校だったら、そういうことはないのではないかと思います。どの学校でも取り組めるようなことを考えていただきたいと思っております。確かに校則に関しては、学校長の権限であると思いますけれども、ぜひ教育委員会でＳＤＧｓを進める観点から、話を進めていただければと考えております。

では、校則についてお聞きいたします。校則については、どのような現状になっているのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　校則につきましては、文部科学省が生徒指導の基本を定めた生徒指導提要というのがございます。これには校則について定める法令の規定は特にございませんが、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができるとございます。また、校則を制定する権限は学校運営の責任者である校長であり、その学校の校種、児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができることが規定されております。また、利便性、多様性、経済性と様々な配慮が必要になりますので、標準服の変更につきましては、まずは学校とＰＴＡなどとが協議をもっていただきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　まずは、校則というより標準服の変更について考えていきたいということですよね。２０２１年６月に文科省は校則について、見直しに関する取組事例として、生徒指導提要を基に各教育委員会に事務連絡の周知をしました。その内容は、校則が学校の教育目的を達するために必要かつ合理的な範囲において定められたものであること、また、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくこと等が述べられております。また、その校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方を、また、社会の常識、時代の進展を踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないとあります。ぜひ、標準服だけではなくて、校則全般を考えることがジェンダー平等を進める一つの手段ではないかと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思っています。それでは、教育長にお尋ねいたします。この標準服、校則について、今後の取組方についてお話を聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

　武井教育長。

○教育長（武井政一）

　先ほど来、教育部長がご答弁を申し上げたとおりでございます。繰り返しになろうかと思いますけれども、基本的な考え方について、再度整理をさせていただきます。制服や標準服というのは、校則の一部を構成するものだろうと思いますので、そこで校則につきましては、学校の判断によるものであり、その教育的意義を踏まえて、内容が適切に定められ、運用や指導が教育的効果を持つようになることが重要であろうかと思っております。そこで、そういった観点を踏まえて、これからもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ぜひ、お願いいたします。ほかの市町村では、かなり標準服についても、教育委員会全体で捉えられています。田川市、久留米市、そして直方市も取り組むようです。また、熊本市の教育委員会では、しっかり考えられていますので、ぜひ検討されてください。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

初めに、ロシアのウクライナ侵略、核兵器による威嚇は、明確な国連憲章違反であり、絶対に許すことのできない歴史的暴挙であります。ロシアの侵略を抑えるためには、経済制裁とともに、世界の多くの国々と市民社会が侵略をやめろと国連憲章を守れの一点で、声を上げ、力を合わせることが何よりも重要であり、私も力を尽くす決意であります。

さて、質問の第１は「片峯市長の施政方針について」です。１点目は、施政方針の基本についてです。まず、住民福祉の増進を図ることが、地方自治の本旨でありますが、市長はどういう認識か、またその実現に向けてどういう心構えかお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　地方自治の本旨に基づき定められました地方自治法には、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると規定されております。住民サービスの向上のために、住民参加の下、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を担うのが、地方公共団体であり、私たち公務員は職務の執行に当たっては、全ての市民に対し、中立で、また公平にサービスの提供を行わなければならないというふうに認識をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長は答弁がないですか。

貧困と格差の深刻化に加えて、新型コロナ危機対策の失敗など、国の政治によって、住民の命と暮らしが著しく脅かされる事態が続いています。国の悪政から住民を守る役割を持つ地方自治体の首長である飯塚市長として、どういう覚悟があるかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　基礎自治体であります市町村が、市民の暮らしと命を守ることは当然のことと考えております。国と地方公共団体は、対等または協力の関係にあることを踏まえまして、国政に対して要望などが生じたときには、市長会等を通じて、必要な場合はいろいろ要望等を挙げていきたいというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長が行った施政方針について、質問しているんですよ。市長の心構え、市長の覚悟をお尋ねしております。答弁はできませんか。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　繰り返しの答弁で恐縮でございますが、基礎自治体である市町村が市民の暮らしと命を守っていくことを当然のこととして、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、質問通告で市長の施政方針についてという通告を出したでしょう。なぜ、市長が答弁しないのか。議長、指導していただけませんか。

○議長（松延隆俊）

　川上議員、行政経営部長が答えるというのが、施政方針のその部分に対して市長が答えることと同じということで受け止めていますので。それで今、行政経営部長が答弁しておりますので。（発言する者あり）いや、だから代わりに行政経営部長が答弁していると。（発言する者あり）片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　議長、ありがとうございました。先ほど行政経営部長が答えましたとおり、質問者は国の悪政が云々というようなことをおっしゃって、質問がなされておりましたが、国がどうであれ、県がどうであれ、私ども市町村の首長、そして市の職員は、住民の安心安全と暮らしを守るためにひたすら頑張るのみです。市役所は市民の役に立つ人がいるところ、その自覚を持って、今後もしっかり取り組んでまいります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その市長の言葉が、住民にとってどのくらい深い意味があるか、ないかについては、その根本にあるべき国民主権、住民主権についての認識が厳しく問われます。そこで２つ目は、日本国憲法第１５条についてであります。その意義をどう受け止めているのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　憲法第１５条第２項では、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと明記されております。また、第１項では公務員の選定及び罷免が国民の固有の権利であることが明記されております。これらは国民主権の原理に立ったものと認識をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　なぜ、行政経営部長が答弁に立つのですか。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　市役所の行政経営全般に関わることですので行政経営部長が答弁をしてくれております。行政経営部長が答弁しましたとおり、憲法第１５条については、私も含めまして、全ての公務員は全体の奉仕者であるというように認識をしております

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　我が国の公務員制度は、戦前は天皇主権を原則とする大日本帝国憲法によって、天皇の官吏であることが基本でした。戦後は国民主権を原則とする日本国憲法によって、国民全体の奉仕者を基本原則とするものへ根本的に転換された。この認識は、市長はありますか。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、大日本帝国憲法では主権は天皇にあり、日本国憲法では国民に主権があります。天皇の官吏であることを基本とする戦前の公務員制度から、国民主権を原則とする新憲法の下で、国民全体の奉仕者としての公務員制度に転換されており、私たち公務員は、全ての市民に対して中立または公平に取り組んでいかなければならないというふうに認識をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は５年前、２０１７年の就任当時、「背私向公」という言葉を市長の信条とするとの趣旨を述べました。この背私向公という言葉は奈良時代、７２０年成立とされる日本書紀の中にある聖徳太子の十七条の憲法と呼ばれるものの第１５条にあり、「是臣之道矣」が続いて一文となっています。つまり、私に背いて、公に向かうは、これが臣の道なりというわけです。国民主権、住民主権の根本原則と矛盾があると指摘して、私は繰り返し質問してきました。片峯市長は、誤解を招くようであれば、この言葉は使わないという答弁をするに至ったわけですけれども、今回改めてきっぱり撤回するよう求めます。答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　５年前、市長に立候補するときに私は、この背私向公という字は、私ごと、私利私欲にとらわれることなく、公に向かうというように素直に受け取って、自分の中で解釈しておりました。背私向公の公という字は、私にとって、これが公務員の道だというふうに思っていました。社会人になって、ずっとその道を歩んできましたので、ごく自然にそのようにいたしましたが、質問議員から、この言葉が生まれた当時の時代背景について、るるご指摘があり、私の政治姿勢を問われるようなこともありましたので、当時、誤解を招くようであれば、この言葉は使わないようにしますというようにお答えをいたしました。それで、私は今回、ちょうど１年ほど前の選挙の折に、全ての市民の皆さん、飯塚市の未来に対して、誠心誠意、取り組みますということで、私自身の信条として掲げる言葉を誤解のないように改めたものでございます。また、専制主義国家でない我が国において、この公ということが、これは質問者がおっしゃるようなお仕えする君主とか、君とかいうような意味ではなく、市民というように理解することのほうが、我が国において妥当ではないかとも思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　問題は、国民主権、住民主権の立場にきっぱり立つかということなんですよ。今の答弁では、そこがない。だからきっぱり撤回すると言えないと思うんですね。

そこで久世副市長にお尋ねします。副市長は市長の補助機関として、市長の補佐、市長の命を受け政策及び企画をつかさどる、職員の担任する事務を監督する市長の職務の代理といった重要な職務があろうと思います。国民主権と矛盾のある心情を持ってきた片峯市長と、どういう立場で一緒に職務に当たるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　先ほど片峯市長も答弁されましたけれども、私は今回、片峯市長の２期目から副市長の議決をいただきまして、就任させていただいております。今回、施政方針の中にも掲げさせていただいておりますが、市長が現在、この誠心誠意をモットーとして、進化し続ける自治体であるための取組を進め、「すべては市民とその未来のために」の信念の下、まちの未来を見据え、「支え合い、助け合い　Ｉ（愛）がつながる　Ｉｉｚｕｋａ」の実現に取り組んでおられます。こういった部分につきましては、私も全力でサポートしていきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　藤江副市長は、どうお考えですか。

○議長（松延隆俊）

　藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

　久世副市長がおっしゃられました答弁内容と重複するかとは思いますが、私も片峯市長が進められております各政策・施策につきましては、全ては市民とその未来のために実施しておられるため、全力で市長を補佐させていただきます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

まあ、副市長が市長を支えるのは当たり前だけれども、どういう立場ですかというのが問われるわけでしょう。国民主権、それから住民主権、ここにまず立脚して、正しく支える。市長にぶれがあるときは、国民主権、住民主権の立場で支え直していくというようなことも求められると思います。

２点目は、重要施策についてです。１つ目に、新型コロナ危機対策について伺います。①市内医療機関の重症病床使用状況の推移、②高齢者施設や子どもの施設におけるクラスター発生状況、③重症者数及び死亡者数の動向について、現状を伺います。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ご質問の分でございますが、市内医療機関の重症病床使用状況というような形で、市内に限ったという形での公表された資料はございませんので、県が公表します圏域での状況について、ご説明いたします。私どもは今、今年に入りまして、定点観測ではございませんが、定時観測ということで毎週金曜日の新規感染者の動向について状況を把握し、それに基づいて、どういうふうな状況になっているのか考えていこうとしております。それに基づいて説明させていただきます。

まず、病床の使用率につきましては、２月１１日がピークで、このときが８４．３％でございました。２月２５日については７０．８％で、昨日の段階では６２．７％となっております。重症病床の使用状況でございますけれども、これについては、今もちょっと増え続けておりまして、２月２５日が８．７％で、昨日が９．２％ということで増加しております。

高齢者施設や子どもの施設の状況でございますが、これについては、県がクラスターとして発表している分についてでございますが、高齢者施設が１か所、病院が２か所、小学校が１か所、中学校が１か所、障がい者施設が１か所ということになっております。

それから、重症者数と死亡者数です。死亡者数については、これは今も増えているということで、２月２５日が２０人でございましたが、昨日は２２人ということで、現在も死亡者数については増えていっていると。それから重症者数についても、今もちょっと増えていっているということでございます。この原因につきましては、高齢者７０代、８０代のところの感染者が増加したということ。そういったところが大きな要因だというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　行政アドバイザーなど、市の体制はどうなっているか、対策会議など機能状況はどうか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　行政アドバイザー会議については今年度開催しておりません。今のところ開催する予定はございません。理由といたしましては、当初アドバイザー会議を設置したときは、私どもとして感染に関する情報・知識が不足していた、いわゆる新興感染症でございますので、全く知識が私どもとして分からなかったということと、そういったことに関しての医師会、医療機関、保健所、そういったところとの連携とか相談とか、そういったものも確立ができていなかったというようなこともございまして、分からないことがかなりあったということで設置いたしました。だが、現在におきましては、医師会や医療機関、保健所との連携も取れているということ、それから国・県でのコロナ対処方針や、公共施設の利用や、イベントの開催のガイドライン、そういった感染予防に対するガイドラインが示されておりますので、本市といたしましては、そういったものに基づいて感染対策をやっておりますので、現状としては、アドバイザー会議を開くというような予定はございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は２月２２日の本会議における施政方針の中で、新型コロナ対策を第一に挙げ、社会機能を維持しつつ、市民の皆様の生活が一日でも早く安心したものとなるよう、引き続き感染拡大防止策と経済対策を市政の最優先課題として迅速かつ着実に進めると述べました。第２波の渦中にあった昨年９月議会で、私が提案した内容は、第６波の中でもまともに受け止められていません。片峯市長が、第３回目のワクチン追加接種を安全かつ迅速に実施するとしていますが、第６波を抑制する対策には間に合わず、全国の市町村からも遅れていることの反省を、まず聞かせていただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　すみません、質問の質問をして申し訳ございませんが、全国の市町村からも遅れているというのは、飯塚市が全国の市町村から遅れているというような意味なのかどうか分かりませんが、まず、今回の第３回目の接種につきましては、市長が以前答弁しましたように、安全かつ迅速にということで、まずは１２月から１月にかけては医療従事者、それから２月から高齢者、そして３月からは一般の方もということで、国のほうも８か月という方針から６か月という形に変わりましたので、本市としてもその方針に基づいて、現状は全ての方が２回目接種から６か月経過した段階で接種できるというような体制をとっております。今後も急ピッチでワクチン接種をしていきたいと思っています。それから飯塚市の接種率、３回目の接種率につきましては、全国の平均と比べても、今の段階では進んでいるというような状況でございますので、遅れているということではございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３回目がとっくに終わったという自治体が何か月前から、いつから報道されていますか。

安倍政権、菅政権を引き継いだ岸田政権の新型コロナ対策については、ワクチン接種、検査、医療、暮らしと営業への支援など、後手後手との批判が続いています。国民の命と暮らしは、ひどく犠牲にされ、脅かされ続けています。こうした国のやり方に引きずられるままの根底には、片峯市長の危機感の薄弱さがあるのではありませんか、答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　本市では、これまで基礎自治体として、地域に住む方々の健康と命を守り、社会機能を維持するために、市独自で各種事業に取り組む必要性を強く感じ、様々に展開してまいっております。今後とも、この基本的な姿勢は変わることはございません。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　危機感の薄弱さがあるのではないかというご指摘、非常に納得が私はできません。今回の取組のみならず、新型コロナというものが、蔓延を初めた、３月４日かな、２年前の。全国にも先駆けて、先ほど部長が答弁しましたように感染症専門医の方、それから第３次医療機関の方、市立病院の方、医師会の方等々、お集まりいただきまして、このことにどう向き合えばいいのかというような会議をすぐに開きまして、コロナ対策も打ってきました。ですから、よその自治体に比べると、正しく恐れよという、当時のコロナに対する病理的な問題についても認識はあったつもりでございます。それによって、その対策を立てるとともに、しかしながら市民生活が非常に逼迫してきているという実情、そして実感も持っておりましたので、これも全国の中では先駆けて、これは市議会の議員の皆さん方に、何度も臨時議会を開催いただき、ご協力もいただきましたし、緊急対策として、何が必要かということの直接ご意見をいただくような会も臨時で設置いただきまして、感謝している次第ですが、そのような取組を進めてまいりました。市として、できることについては、危機感を持ちつつ、またコロナ収束後に、元気な飯塚市をすぐにでも取り戻せるためにという取組も併せて、市の職員共々に取り組んできたというように、自負をしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、臨時交付金はこの間、どのように活用したのか。併せて、今回の交付金について、どのように活用する考えか、説明を求めます。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和３年１２月の国の補正までを含めますと、２か年で３２億３千万円の交付を受けております。このうち国の補正で交付を受けます７億円弱の額につきましては、令和４年度のコロナ対応に係る財源として活用するようにいたしております。これまでに、この臨時交付金を活用いたしました主な事業につきましては、まず、コロナ治療に当たる医療機関への支援や、市民生活を維持するため活動を継続いただいている保育所施設等の従事者に、また介護サービス事業者等への応援事業に、また事業所に対しましては、事業継続と雇用維持のためにＩＴ化支援や感染予防対策への支援、地域活性化応援券発行事業など、市独自で取り組んできました様々な支援事業に臨時交付金を活用してきたところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新たな対策の方向についてなのですけれども、ワクチン接種、検査、医療、暮らしと営業、住民の命と暮らしを守る取組の新たな強化方向をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　これまでの答弁と重なるところはございますが、今後とも市民の命と暮らしを守り、また、事業の継続を維持するために、引き続きコロナ対策に関しましては、必要な時期にきちんと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　よく分からないという答弁だと思うけれど。

国や県への要望の内容、経過をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚市といたしましては、文書等で県に要望したのは、２０２０年、医療機関への支援というようなものをお願いしたいということで出しております。それ以降については、文書等で国・県等へ直接要望というような形はとっておりませんで、あくまでも県の市長会、そういったところで協議をして、市長会としての要望というような形でのやり方といたしております。最近でございますけれども、どういう要望をしたのかということでございますが、１１月３０日には、子育て世帯への臨時特別給付金、こういったものにつきまして事務負担の軽減、それから実施方法等の早急な提示、国民への周知、そういったものをきちんとしていただきたいというような要望をいたしております。それから１２月３日につきましては、ワクチン接種の追加接種についての要望をいたしております。これにつきましては、ファイザー製のワクチンの確保ということで、初回の接種、１、２回目の接種でファイザーでされた方については、ファイザーを希望される可能性が高いということで、そういうものの確保をお願いしたいということ。もしそれができない場合については、きちっとしたモデルナ製のワクチンの接種についての国民への周知徹底と、そういったものについての対応をお願いしたいというような要望をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１１月３０日と１２月３日と聞きましたけれども、オミクロン第６波はいつからでしたかね。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　オミクロンが市内で急激に出始めたのは今年に入ってでございます。県内の状況で申し上げますと、１月１４日が１７５人、１月２１日が８０２人というようなところで、この辺から急激に入ってきておりますので、県内としては１月１４日から急激に増えてきたというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　大穴が開いたのは、在日米軍の関係者からでしょう。だけれど、国にこういった要望するのは、１１月３０日は別としても、１２月３日の要望は２か月も遅いのではないですか。国と県に緊急に今、要望する課題として、４つ考えるのですが、①ワクチン接種体制、迅速にというのであれば、国に大規模接種会場だとか、そうしたものを要求する必要があるのではないかと。それから②としては、無症状者を含めて大規模検査体制を拡充する必要がある。③に、臨時医療施設の設置を国・県に求める。それから④に、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所体制、抜本的充実を国・県に要求するということが必要だと思うけれど、９月の定例会で私が提案したときに、県が相談してきたら要望するとか、変な答弁があったんですよ。おかしいでしょう。今日この時点で、この４つについてどう考えるか、ちょっと答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

申し訳ございません。１点、先ほどの質問に対する答弁漏れがございまして、１２月３日には、県市長会として広域接種センターの設置についての要望をいたしております。これにつきましてはその後に、本市としても片峯市長のほうから、筑豊地区での広域接種センターの要望、そういったものもされております。その結果、直方市のほうに設置されたというような経過がございますので、つけ加えさせていただきます。

それから、まず医療関係の要望の関係ですけれども、例えば、臨時医療施設とか、保健所体制、そういったものについては、これも実際に実施するところが都道府県でございますので、これは県知事会のほうで、全国知事会のほうが国に対して、医療体制の充実とか、保健所体制の機能強化、そういったものについては、今大変な状況なので、国のほうとしても対応をお願いしたいというような要望は出しております。それから大規模検査体制につきましては、先ほど言いましたように市のほうとしては、県の広域の接種センターについて要望をしているというところでございます。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　今、部長が答弁したことに加えまして、保健所体制の充実については、もう第６波の前、デルタ株の発生、そのもっと前から懸念されていた事項でございますので、幸いにも県の市長会のほうで、副会長という役を仰せつかっておりますので、会長副会長会議の中で、災害対応対策とともに、このコロナ対策についても、県が実施し、私ども基礎自治体が受け身だけではなく、横の連携や県との連携もしっかり取りながら、市民、町民、県民を守りましょうということで提案をいたしまして、療養ホテル、そして保健所に私どもの例えば保健師を派遣して、応援体制を整えるというようなことも可能になるように文章を出していただきました。その中で、県そのものも保健所体制の増員をしてくれました。また、本市としても、もちろんそのような宣言をしましたので、飯塚市の市民に関する情報を速やかに、できるだけ提供いただくようにという趣旨もあり、保健師の方を保健所のほうに派遣をし、連携をしながら取り組んでいるところでございます。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　すみません、１つ答弁漏れがございましたので、追加でさせていただきます。無症状者を含めての大規模検査を実施というようなご質問だったかと思います。本市といたしましては、ＰＣＲ検査につきましては、より身近なところでの検査ということで、大規模検査会場というのが遠くにありますと、当然その人は移動しなければなりませんので、移動をできるだけ抑えるということを考えますと、身近なところで検査ができるような体制が一番望ましいと考えておりますので、今回、予算の中でも無症状者に対する検査をしていただける機関に対しての補助金等を交付するといたしておりますので、本市の方針としては、身近な検査というところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

公衆衛生、保健所体制の強化については、岸田政権が予算を組んだのだけれど、今の感染状況拡大の下で、そのくらいの、岸田政権が手を打つぐらいのことでは保健所のパンク状態というのは打開できない状態なんです。飯塚市長としては嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の現実を見て、そこからよそに支援をしているような状況もあるように聞いていますけれども、抜本的な強化を国・県に要求するというようにしていただきたいと思うわけです。

２つ目は、暮らしアッププランについてです。私は、新型コロナウイルス感染が拡大する２０２０年３月議会において、一般会計予算の１．２９％程度の９億円を活用し、ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食については当面、半額軽減とし、保育所とこども医療費を無料化する５つの提案を行いました。その後、６月議会、１２月議会、２０２１年３月議会と質問の中で度々提案し、市長に見解をただしてきたところです。その後、どういう検討をしたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ごみ袋代につきまして答弁をさせていただきます。ごみ袋の容器につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合管内の可燃ごみ処理施設の再編と新清掃工場の建設の方針が決定され、今後効率的で効果的なごみ処理が推進され、将来にわたって施設の運営及び維持管理に対する一定の経費抑制も見込まれることから、新型コロナウイルス感染拡大の中、少しでもご家庭の経済的な負担軽減につなげるため、令和４年４月１日から料金を値下げすることにしております。

また、こども医療費助成につきましては、一昨年、令和２年１０月から通院にかかる助成を小学生までから、中学生までに拡充いたしました。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　児童クラブ利用料につきましては、保護者の方に月額４千円をご負担いただいております。減免につきましては、生活保護世帯への全額減免、ひとり親世帯及び非課税世帯への半額減免、兄弟におきましては、２人目は１００分の２５、３人目は全額と、条例で定める要件に基づきまして減免を行っております。児童クラブ利用料につきましては、以上のように要件を満たす世帯に対しまして減額措置を実施しているところでございます。また、学校給食費につきましては、学校給食法第１１条に給食の食材の購入に係る費用、学校給食費は保護者の負担とする規定がございます。この規定を踏まえ、学校給食費の負担軽減につきましては、今のところ検討はしておりませんが、支払いが困難であるご家庭には、就学援助制度などをご案内いたしまして、対応しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　保育料、副食費についてお答えいたします。幼児教育保育無償化の対象とならない方に対する保育所等の利用料を全額無料にすることについては、１年間で５億円近い財源が必要となることから、継続して行う事業としては実施は難しいものと考えており、検討は行っておりません。また、副食費を無料にした場合、令和４年度当初予算算定のベースで、１億４６９５万円の財源が必要となる見込みです。副食費については、家庭で保育されている児童との公平性を鑑み、無償化することは考えておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学校給食費を無償にしているところは、全国でどこがありますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　申し訳ございません、手元に資料がございませんのでお答えできません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どこに資料があるんですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　手持ちの資料は所持しておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　教育長は知らないですか。

○議長（松延隆俊）

　武井教育長。

○教育長（武井政一）

　教育部長が申し上げましたように、今ここで明確な自治体等の名前等については承知いたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　通告しているのに、なぜ知らないんですか。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後　１時４５分　休憩

午後　１時４６分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（二石記人）

　大変申し訳ございませんでした。パーセンテージはつかんでおりますので、全国で４．４％でございます。具体的な自治体名はつかんでおりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　全ては市民のためにとか、子どもの未来のためにという市政運営をしているんですよ。それから保育所の全員無料化をしているところは、どこがありますか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　福岡県内になりますけれども、令和２年中には、田川市、大任町、赤村が実施されております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その１市１町１村は、本市と比べると財政状況はよいところですか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　すみません、福祉部では把握できておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新型コロナ危機の下で、市民が不安におびえ苦しんでいるのに、なぜ本気にならないのか。背景に何があるのか。本会議での私の質問に市長と幹部がどう答えてきたか振り返る必要があります。先ほど言った本会議、どう答弁したか答えてください。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　質問議員がご紹介されました暮らしアッププランにつきましては、これまで数回答弁をさせていただいておりますので、そのことについて簡潔に説明させていただきます。

まず最初、２０２０年３月議会の一般質問で初めてご紹介がございました。そのときには、行政経営部長が、住民福祉の増進は、地方公共団体の重要施策であり、提案されたプランは住民の福祉の増進につながる一つの方法であると認識している。保育料の完全無償化に関しては、制度化された場合は、市長会を通じて要望していく。また、行政評価で無駄の削減に取り組んでいるが、現時点では経常的に必要な財源４億円程度の捻出は難しい。慎重に検討、研究する必要があるという答弁をいたしておりました。

続く令和２年６月の一般質問では、その際、市長が今後のコロナによる困窮がどこまでどのように続くのか、しっかりと見ていきながら、本当に生活的に厳しい方、事業継続が困難な方などを見落とさないよう実態を把握し、その支援策について、常に意識して取り組んでいきたいというふうに答弁いたしております。

続く令和２年９月の一般質問では、私、行政経営部長が、コロナ禍において、市民の健康と命を守り、経済活動を維持していくための手だてをとっていくことは、自治体の責務であること。その時点で推計した将来的な財政シミュレーションは結構厳しい結果となっているが、その結果をもって支援事業を行わないと判断するのではなく、今後とも感染の状況や地域経済の動向なども見極めつつ、必要な場合には、取るべき支援策を検討していきたいというふうに答弁をいたしております。

それから、令和２年１２月の一般質問では、その際改めまして、令和２年３月に議員が提案された暮らしアッププランの提案に対して、当時の執行部の答弁の内容を求められまして、先ほどご紹介いたしました令和２年３月の答弁の内容を改めて答弁いたしております。

そして令和３年３月議会の一般質問では、質問議員がご紹介する暮らしアッププランの内容につきましては、十分に理解をしているが、一方で飯塚市の財政状況は非常に厳しい状況になっていくのではないかというふうに見込んでおり、そのような中でも、将来にわたり持続可能なまちであり続けるように、財政運営を行っていかなければならない。今はまだコロナの収束が見通せないが、これからも市民の命と健康、暮らしを守ることと、地域経済の維持を両輪として、本市の最優先事業として取り組んでいきたいというふうに行政経営部長、私のほうが答弁をいたしておりました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、財源について、私は国と県にしっかりとした制度づくりを要求するとともに、不要不急の本市の大型公共事業のチェック、部落解放同盟に対する不透明な団体補助金の廃止など、本市として独自の工夫をすることによって財源を確保できると指摘をしてきました。いろいろな事業があるとはいえ、毎年巨額の不要額、新型コロナ感染が広がった２０２０年には、いろいろ事情があるとはいえ、４８億６４００万円、予算現額の５％分の使い残しがあります。財政調整基金と減債基金を合わせた貯め込み金は、新型コロナへしっかりした対策が求められた２０２１年度でも、１１億７１００万円を上積みして、年度末には過去最高の水準を更新して１６４億５２００万円に上りました。ふるさと応援基金は２５億３７００万円となっています。新年度予算レベルで言えば、暮らしアッププランに必要な財源は、昨年度試算によれば総額７億６千万円程度という計算になり、これは新年度一般会計予算規模８０９億４６００万円の０．９４％程度です。どうですか、お金がないわけではなく、市長は本気を出すときではありませんか。答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　先ほど過去の答弁をご紹介させていただきましたが、その内容と重複いたしますけれども、今後の財政見通しが予断を許さない状況にある中で、将来にわたり持続可能なまちであり続けるための財政運営を丁寧に行っていかなければならないというふうに思っておりまして、これを第一義として、まずはコロナ禍における市民の命と暮らしを守ること、そして地域経済の維持を最優先課題として取り組んでいきたいというふうなことは、先ほどの答弁と同じことでございますし、また、この考え方は変わることはございません。実際に、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、地域経済対策や市民の暮らしを守るための事業を、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金などを活用しながら、予算化し取り組んでおりますが、一般財源としては１億円から３億円の財源が必要となっているような状況でございます。議員が提案されておられますこの暮らしアッププランは、恒常的な政策であると理解しておりますが、以前の試算であれば年間９億円、先ほどの試算では７億６千万円程度の一般財源が必要になります。コロナ対策がいつまで続くのか、国のコロナに係る臨時交付金がいつまで交付されるのか、不明な現時点では、将来世代に持続可能な行財政運営を引き継ぐ視点で考えますと、ご提案のプランにつきましては、慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

このコロナの時代に、この５つのプランは急がれると考えるわけですよ。あながち方向性について、立場が違うというわけでもなさそうなんですよ。お金のことを言われるわけです。だから、お金のことを言ったわけです。コロナ対策でお金が本当に要るときに、あなた方は先ほど紹介したように、予算現額の５％に当たる４８億６４００万円を使い残す、福祉系も入れて。それからコロナ対策を一番しっかりやらないといけないときに、何と貯め込み金を１１億７１００万円も上積みしていくと。どういうお金なんですかということを市民は思うわけです。だから、市長が本気で、教育委員会の先ほどの答弁を見て、まるで考えていないということがよく分かるでしょう。市長、本気で行政経営部長が今、検討が必要だと言うのだから、本気で検討させてくださいよ。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時５７分　休憩

午後　２時０８分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第２は、「自然環境保全及び災害対策について」です。２７人が犠牲となった熱海土石流災害から今日で８か月です。この間の国と県、市の土砂災害防止のための主な取組を伺います。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　痛ましい事故から本市といたしましても、ああいう事故を起こさないように、自然環境保全条例など、関係法令に基づき災害等の未然防止に努めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　熱海の災害から、８月１１日に通知が全国に発せられて、２万か所の調査をして、１３００か所で不都合があり、そして通常国会で規制法が用意されるという状況ではないんですか、見解を求めます。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　議員が今申されましたとおり、県におきましては全国知事会、あるいは市におきましては全国市長会を通じまして、国に対し大雨に関する緊急要請がなされ、今国会におきまして、宅地造成規制の改正案が提案予定となっているところということで、認識いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこで１点目、龍王林道と森林伐採、土砂埋立てについてです。龍王林道の目的と経過をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　龍王林道の設置目的につきましては、森林の適正な整備及び保全を図る上で必要な林道として整備をしております。また経過につきましては、工事主体が福岡県であったことから詳細は分かりませんが、昭和５６年度頃から平成５年度頃にかけて、整備が行われているようでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長は、管理は何に基づいて行っていますか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　龍王林道は林道規程において、自動車道１級に位置づけられ、一般交通の用に供する林道となっており、林道規程及び道路交通法に基づき管理を行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　龍王林道については、市条例がないまま管理しているわけですね。ですから、その目的に従って適正に利用されているのかどうかというのは、管理されているかについては問題があると思っています。この際、土砂災害防止の観点から、龍王林道については土砂積載の大型車両は進入禁止措置を取るべきではないかと考えています。答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　林道は森林の適正な整備及び保全を図ることを目的に整備された道路ですが、林道沿線には林業関係者以外の土地所有者もあり、住宅や事業所、農園などが存在し、また国道２０１号と市道に接続しているため、生活道路としても利用されていることから、一般交通の用に供する林道となっております。つきましては、土砂積載の大型車両を対象とした進入禁止の措置はできないと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前段の答弁と後段の答弁は、論理の整合性がとれませんね。大日寺浪徳１３４８番、１３４９番、１３５０番、１３５１番における行為について、福岡県及び飯塚市の指導の経過を伺います。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　経過につきましてお答えをいたします。令和３年２月９日、大日寺１３５１番地付近で、重機の音がするとの情報提供があり、同日、環境整備課職員が現地に赴きました。重機の音を確認しておりますので、その際、敷地内に事業者の連絡先が記載された立て看板が確認されたため、事業者に連絡し、事情等の確認を行いたい旨を伝えた結果、２月２４日に事業関係者立会いの下、環境整備課及び農林振興課職員で立入り調査を実施いたしました。その際、目視ではありますが、１千平米以上の伐採が確認されたことから、自然環境保全条例に基づく事業計画の届出を行うこと、また森林法など関係法令に関する手続についても確認するよう指導をしております。それ以降、約半年以上にわたり動きが見られなかったことから、状況等を確認するため９月３０日に県庁の関係部署を訪ねております。その際、１０月に事業関係者立会いの下、現地確認を行うとの情報を得たため、環境整備課職員も同行することとし、１０月６日、その３者による立入り調査を実施いたしております。その後、１０月２６日に自然環境保全条例に基づく事業計画の届出がなされ、それに伴い１２月１１日に住民説明会が開催されましたが、参加者から資料が見づらい等の多数のご意見があり、再度説明会を開催することで双方了承されたものでございます。事業者と地元の間で調整が行われておりましたが、令和４年１月１４日付で事業者から事業計画中止届出の提出がなされたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３年前、２０１９年１０月３０日に森林の伐採届を飯塚市に提出しております。伐採面積は１千平米を超えて５９９７平方メートルなのに飯塚市自然環境保全条例が義務づける事業計画書は提出しませんでした。その後、福岡県の指導を受けて土砂埋立て事業の許可申請を昨年、２０１１年７月、県知事に提出し、３か月後の１０月２６日になって、ようやく飯塚市自然環境保全条例による土砂埋立ての事業計画書を提出しました。飯塚市は市条例違反の事業者にどういう指導をしてきたか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　議員がご指摘のとおり、自然環境保全条例に基づく届出の催促、そしてまた森林開発に係る福岡県等の関係機関との確認を行い、事業者に対して指導を行ってきたところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

市条例違反を不問にしたということを今言われましたので、確認します。

次に、それより西側に位置する大日寺１２９６の１番地ほかにおける、この間の土砂投棄行為について、福岡県及び飯塚市の指導の経過を伺います。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　令和３年２月２５日に住民から情報提供がありまして、現地確認を行ったところ、森林の伐採が発生しており、土砂が投棄されておりました。これを受けまして関係機関と情報共有を行う中で事業関係者に連絡し、３月５日に事業関係者立会いの下、県の関係部署職員、環境整備課職員で立入り調査を行いました。その結果として、自然環境保全条例に基づく不適正な事業活動に該当するものと判断し、土砂の搬入停止を指導いたしました。その後、３月１９日に土砂の撤去を含めた対策等を速やかに講ずること、飯塚市自然環境保全条例に係る届出を速やかに提出すること等を記載した指導文書を通知いたしております。それ以降、対策等の動きがなかったことから、改めて４月１２日に事業関係者、県及び市の関係部署職員により、再度立入り調査を行い、梅雨時期までに対策を講ずるよう指導するとともに、５月３１日付で再度指導文書を通知いたしております。また、８月１０日に開催した飯塚市自然環境保全対策審議会において、本事案に係るこれまでの経緯について報告を行い、るるご審議をいただきました。翌８月１１日付で事業者に対し、指導及び勧告の文書を通知いたしております。それから約３か月間、動きがなかったことから、自然環境保全対策審議会会長に相談した上で、再度１２月１日付で指導及び勧告文書を通知いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その勧告の内容をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　８月１１日、飯塚市長名で事業者宛てに３点申入れをしております。土砂流出等の防止についての対策を速やかに講じること。２点目、飯塚市自然環境保全条例に基づく事業実施について、事業計画書等を作成し、届出を行うこと。３点目、飯塚市及び福岡県を含む関係機関と情報共有を行うことでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは公表はどうされましたか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　公表は行っておらず、指導中でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県と飯塚市は昨年３月までは土砂撤去を要求していたんですよ。４月１２日には、社長が一応同意するというふうに福岡県の報告文書に書いてある。ところが５月３１日の市の環境整備課長名の指導文書には、この土砂撤去の言葉が消えている。６月に片峯市長名の指導文書が出たでしょう。その中には土砂撤去の文字がありますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問者が言われます６月には指導勧告はしておりません。８月と思いますけれども、その内容につきましては、土砂撤去を含む措置を講ずることというふうに本市としては認識しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた、さっき土砂流出防止と言ったではないですか。認識ではなく文言があるのかと聞いているんですよ。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　繰り返しになりますけれども、土砂撤去という言葉ではなくて、流出というのも、撤去を含むというふうな認識で勧告を出しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３月にあった土砂撤去という文言が、５月になると消えていくわけ、きれいに。どういう事情ですか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　撤去を含むという意味で、本市のほうは出したものでございまして、何か意図があるということではございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　政治家からどういう介入がありましたか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　そういう介入等はございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目は、ボタ山跡地と土砂埋立てについてです。筑穂元吉にある日鉄のボタ山跡地は、土砂埋立てに続いて、デイケア施設用地造成工事と併せて、防災工事がまともに行われないまま土砂がどんどん積み上げられ、災害の発生が心配されます。福岡県及び飯塚市の指導の経過を説明してください。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　福岡県と飯塚市との指導の経過につきましては、令和２年８月１８日に現地にて状況確認を行った際には、計画断面の完成に至っていないため、盛土のみの施工となっており、排水溝等の構造物が施工されておらず、計画盛土高よりも土砂を高く積み上げた状態となっておりました。直近では、令和４年１月２８日にも福岡県と合同で現地に立入りを行い、盛土高を最終計画高にするよう指導を行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　このボタ山における土砂埋立ては、当初面積が１千平方メートルを超えるため、飯塚市自然環境保全条例が義務づけられ、市担当課に事前協議に来たのに、事業計画書は提出しませんでした。許可後、許可区域では土砂埋立ては行わず、面積で何倍もの許可区域外に膨大に積み上げ、違法状態にありましたが、不思議なことに福岡県は、区域拡張の変更申請を指導しました。この変更に当たって、市自然環境保全条例に基づく事業計画書が提出されましたが、この手続が進まないうちに、２０１８年７月、福岡県は土砂埋立てを許可しました。飯塚市はこの市条例違反の事業者にどういう指導してきましたか、伺います。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　当該事業につきましては、条例に基づく届出が平成３０年３月９日になされました。届出に基づく平成３０年３月２６日から４月２４日までの間、閲覧期間とし、その後条例に基づく説明会が、平成３０年５月１２日、５月２５日、６月１６日、６月２８日の計４回開催をされております。平成３１年２月１８日に意見書が提出され、平成３１年３月１２日に事業者より見解書が提出されております。その後は、許可権者である福岡県と情報共有を図りながら、必要に応じて事業者への対応を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ここでも、市条例違反の事業者を不問に付すということがさきにあったわけですね。実は、大日寺浪徳及び筑穂元吉のボタ山における市条例違反の２つの事業者による森林伐採や土砂埋立てに関する条例手続、行政手続の委任を受けたのは同一人物ですが、測量士であるかどうか確認していますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　そういった確認はいたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この２つの事業は福岡県の許可が必要な行為です。申請に当たって測量図面が添付されているわけですが、測量法に照らして資格のある測量業者によるものか確認していますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　それにつきましても確認は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、この際、国土交通省や福岡県とも連絡をとって、資格のある測量業者によるものかどうか、またその委任を受けている方が測量士であるかどうかについて、確認してもらいたいと思います。答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　測量法に定める測量につきましては、国土地理院が行う基本測量、国、公共団体が行う公共測量のほかに、基本測量及び公共測量以外の測量がございますが、これにつきましても民間が行う大規模な土地開発や、高度な測量を必要とするものが対象となっております。また、質問者が言われますことにつきましては、測量士等の資格を有しているかどうかについては把握しておりませんが、自然環境保全条例上においても、そのような資格の有無について求めるものは記載されておりませんので、こちらのほうは確認をしていないというご答弁を申し上げたところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

福岡県に問い合わせてください。そして返事をください。

３点目は、白旗山メガソーラー乱開発についてです。特に、集中豪雨の時期に大きな災害が起きないか不安が解消されないままです。災害を食い止めるために、市は現在どんなことに取り組んでいますか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　林地開発行為における調整池の設置基準は、３０年確率の雨に耐え得るものでありますが、アサヒ飯塚メガソーラー社の林地開発におきましては、二瀬地区と幸袋地区に建設されております２つの調整池は、５０年確率の雨に耐え得る設計となっておりますが、近年全国各地で豪雨が頻発しておりますことから、本市といたしましても、改めて当該開発地周辺住民の安全安心を第一に考え、林地開発の許可権者であります福岡県に対し、引き続き事業完了までの指導監督の徹底はもちろんのこと、事業完了までに、完了後の施設の適切な維持管理や安全確保につきましても、事業者に対する指導監督をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市はいつ替わるか分からない事業者に、どういう対策を求めていくのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　現在、事業主、運営会社は合同会社アサヒ飯塚メガソーラーでありまして、連絡等につきましては管理会社でありますソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社を通じてになるかと考えております。福岡県へも確認をいたしておりますが、管理会社につきましては、ソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社から他の会社へ変更になったような情報はないとのことでございました。また、繰り返しの答弁となりますが、本市といたしましても当該開発地周辺住民の安全安心を第一に考え、福岡県に対し、引き続き事業完了までの指導監督の徹底はもちろんこと、事業完了までに完了後の施設の適切な維持管理や、安全確保につきましても、事業者に対する指導監督をお願いするとともに、地元と事業者間の協定書締結に向けた調整や、事業者が変更されても、協定書の履行や施設の適切な維持管理、安全確保がなされるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元自治会から要望書が２０２０年９月２９日市長宛てに提出されました。その後の市の取組を伺います。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

令和２年９月２９日に提出されました要望書には、６つの要望書がございましたので、その６つの要望ごとの取組を答弁させていただきます。

まず１点目の要望、緊急に現地調査を住民とともに行うことにつきましては、令和２年１０月１６日に、副市長以下関係部課長と要望書代表者とともに現地視察を行っております。現地視察では、高雄団地内の新相田１８組、東側斜面の開発地より落石が発生したことから、落石現場を視察し、状況を確認いたしました。また、場所を移動し、開発地の外側の団地内より二瀬地区側の開発地及びＢ調整池付近の視察を行っております。視察後は新相田自治会公民館にて、コロナ禍でもあったため、人数制限の下、地元自治会参加者と懇談会を実施いたしました。

２点目の要望、住民説明会を福岡県及び飯塚市がそれぞれ行うことにつきましては、１点目の要望で答弁いたしましたが、新相田、高雄区、けやき台、緑ヶ丘の４自治会の方々並びに白旗山の豊かな自然を未来につなぐ会の方々を対象に、懇談会という形で、令和２年１０月１６日に新相田自治会公民館で実施しております。福岡県におきましては、周辺自治会を対象に令和３年７月２９日及び１１月２５日に福岡県立飯塚研究開発センターにおいて、県主催の住民説明会が開催されております。

３点目の要望、アサヒ飯塚メガソーラーによる住民説明会は１０月２３日までにさせることにつきましては、令和２年１０月９日に市長名で、許可権者であります福岡県知事宛ての文書を発出し、令和２年１０月２３日までに、誠意を持って地域住民の理解が得られるような住民説明会を開催するように、事業者の指導をお願いし、開催されない場合は、住民説明会が開催されるまで工事の停止を行うよう求めておりましたが、結果、要望書に記載された期日には間に合いませんでしたが、令和２年１２月１９日に二瀬交流センターにおいて、事業者主催の住民説明会を開催されております。

４点目の要望、新相田１７組、１８組、１９組には、一条工務店の事業計画説明のとおり工事車両の進入を認めないこと、落石などによる災害防止の万全の措置を取ること、市有地使用許可を取り消すことにつきましては、許可権者である福岡県に対して、一条工務店の事業計画説明どおりに進め、その他の箇所から工事車両が進入しないよう求めることに加え、災害防止対策を講じるように、併せて求めております。市有地の使用許可取消しにつきましては、落石などによる災害防止の対策等を講じるために必要であると、所管課において判断し、地元自治会長へ説明、了承の上、使用許可の取消しは行っておりません。

５点目の要望、けやき台は強風により樹木が倒れるなど、被害が続いており、災害防止及び生活道路の安全対策を取ることにつきましては、令和２年１０月９日に市長名で、許可権者である福岡県知事宛ての文書を発出し、防音、粉じん、イノシシ被害とともに落石などによる災害防止の対策について、万全な措置を取るよう事業者への指導を求めるとともに、強風による倒木被害の原因について調査研究も求めており、引き続き事業者への指導監督の徹底をお願いいたしました。

最後に６点目の要望は、九州経済産業局と県知事に対し、現地調査結果と地元の切実な要求及び文書による福岡県の行政指導にも関わらず住民説明会を実施しない事実を通報し、指導を求めることにつきましては、令和２年１０月９日に市長名で、許可権者である福岡県知事宛ての文書を、令和２年１０月２８日には農林振興課長名で、福岡県の所管課である農山漁村振興課長に対して文書を発出し、地元の切実な要望を伝え、事業者への指導を求めております。また、九州経済産業局に対しましては、住民説明会が積極的に開催されない状況などについて、情報提供を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年１２月議会で、私は県知事の現地視察と県担当課の内部監査を市長が求めるべきだと、５つの理由を示して求めました。その後の取組と現在の課題を伺います。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　その後につきましては、農林振興課長名で福岡県の農山漁村振興課長宛てに、令和３年１２月１７日付文書において、白旗山周辺における林地開発行為についてとして、１２月議会の一般質問において、１．県知事が現地視察を行うこと、２．福岡県の担当課の事務に瑕疵がないか内部監査を行うことの２点の要望があったことを伝えることと併せまして、事業者への指導監督の徹底と本市に対する積極的な情報提供について依頼しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は市長に対しては、市による住民説明会及び立入り調査を求めました。住民の生命、身体、財産に関わる重大な事態が、住民がよく分からないうちに進んでいます。事業者と不透明なやり取りを繰り返す福岡県の説明だけでは安全は守られません。市長が立入り調査を行うとともに、市の責任でしっかりした住民説明会を行うよう重ねて求めるものです。市長の答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　さきの議会でも答弁しておりますけれども、本市としましては令和２年１２月１５日に、市長の代理として、梶原副市長ほか関係職員が福岡県と同行の下、現地に立ち入っております。併せまして、現在工事が行われている状況でありますが、今後の対応等につきましても福岡県、また隣接する自治会等と情報共有を図ってまいりたいと思います。質問者が言われます市独自の住民説明会につきましては、許可権が福岡県のため、飯塚市独自の説明会につきましては、開催する予定は考えておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　着工に当たって地域で配付されたアサヒ飯塚メガソーラーの事業体系図を見ると、設計事務所として大日寺と筑穂元吉における２つの事業に関係した同一と思われる会社の名前が書き込まれています。熱海の土石流災害を受けて国が新しく規制法を準備しています。これを実効あるものにするためには、排出者に責任を持たせる制度に練り上げる必要があります。そのためには悪質事業者に対する厳しい態度が行政に求められており、慣れ合いは絶対に許されません。市長の見解を伺います。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問者が言われますとおり、市民の生命、財産を守るのが行政の責務と考えております。今後の対応につきましては、自然環境保全条例に基づく関係法令に照らして、対応してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　慣れ合いは絶対に許されないというふうに聞いているんですよ。市条例違反が２回あったのに不問に付しているでしょう。これは慣れ合いと呼ぶのではないんですか。市民環境部長、ちょっと答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市といたしましては条例に基づく指導、勧告につきましても、毅然たる態度で臨んでおります。質問者が言われるような慣れ合い等は一切ございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　では、なぜ事業計画が提示されていないのに不問に付すわけですか。答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　川上議員、発言時間が終了したのでご了承願います。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　意見の相違かと思いますけれども、行政のほうは不問に付した覚えはございません。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後　２時４３分　休憩

午後　２時５５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。４番　奥山亮一議員に発言を許します。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　公明党の奥山亮一です。どうぞよろしくお願いいたします。今回、質問させていただく「公共施設・小中学校における洋式トイレについて」ですけれども、これは過去２回行っております。１回目が平成２８年９月、それから２回目が平成３０年１２月に続いて３回目になりますので、どうぞよろしくお願いします。最初の平成２８年のときの質問は、市民の方からコスモスコモンのトイレの洋式化についてご相談があり、質問させていただきました。そのときには、公共施設に特化した質問を行うと同時に要望等も行っております。平成３０年のときの質問は、その２年間の小中学校の進捗、それから公共施設の検討結果について伺ってまいりました。今回は３回目ということで、またそれぞれ進捗など種々伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

前回の答弁で、今後の整備方針等やスケジュールについては、総合計画、基本計画、公共施設等総合管理計画などの方針の下、各施設の整備計画に基づき実施していくとの答弁でありましたが、それ以降の洋式化について、公共施設と小中学校、それぞれよろしくお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　お尋ねの公共施設の洋式化の進展につきましては、公共施設が統廃合や新設がなされておりますので、公共施設内の全トイレ数のうち、洋式化されている割合の比較でお答えしたいと思います。公共施設のうち、学校施設と公営住宅を除く公共施設におきましては、前回、平成３０年のご質問の際に、トイレの洋式化率を約６２％とお答えしておりましたが、今回の調査の結果は、約６７％となっており、洋式化率は約５％進んだことになります。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　市内小中学校のトイレの数は、令和３年１２月現在で１２６５基となっております。和洋の別は、和式が１４３基、洋式が１１２２基、洋式トイレのうち１１４基が多目的トイレとなっております。比率に直しますと和式が約１１％、洋式が約８９％となります。この数字につきましては、学校施設内にある体育館やプールなど全てのトイレの数となりますが、児童生徒が最も使用する校舎のトイレにつきましては、１１３５基のトイレが設置されておりまして、和式が５６基、洋式が９９４基、８５基が多目的トイレとなっております。比率に直しますと和式が約５％、洋式が約９５％となっております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今数値で、公共施設が約５％の増加と、小中学校については体育館等を除けば９５％ということで、全国的に見ても、また福岡県内で見ても、すごい数字だなというふうに思います。資料をもらっておりましたけれども、小学校は１５校のうち１０校はもう１００％と、すばらしい取組だなと。残り５校については、それぞれ伺ってまいりますけれど、今はまだだというところがあります。その結果を踏まえてお伺いしますが、洋式化前後のアンケート、小中学校になりますが、アンケート等は実施されたのか、実施されておられれば、お願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　小中学校等の再編整備検討の参考とするために、過去にアンケート調査を実施した経緯はございますが、トイレ整備に関して申し上げますと、トイレの新設、改修前後におきまして、関係者等へのアンケート等は実施いたしておりません。ただ、トイレ整備を進める際につきましては、学校関係者とは十分な調整を行いながら整備・改修を行っております。例えば、小学校であれば特に低学年が利用するトイレについて、便器の蓋を小さくすることや、洗面所の高さを低くすること、段差のないバリアフリーや、衛生面に考慮した乾燥した滑りにくい床にしたりするなどに留意をいたしまして、学校運営に支障がないように整備を行っております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

アンケートはされていないということですが、これだけ数字が、１００％が増えれば、どのような使い方で、子どもたちが健全にというか、生理現象であるトイレを利用されたのかというのを聞くのは、やはりやってよかったなという結果にもなろうと思います。今特に、ＩＴ、それぞれの子どもがパソコンと言いますか、タブレットを持っておりますので、できるかどうか分かりませんが、先生がクラスの全員にぽんとアンケートを送ればできるのではないかと。先生が今から説明するよと、今までトイレになかなか行けなかった方とか、する前ですよね。あとは、こういうふうに変えたけれども、トイレに行くことができるようになりましたかとか、便秘等になっていませんかとか、そういうアンケートはしやすい状況になっているのかなというふうに思いますので、今後、そういうことがあれば、紙で集計するよりも、タブレットで集計すれば、一遍にグラフなんかも出ますので、検討いただければというふうに思います。

次に、２０１８年の全国自治体アンケート、それからこれは先生のアンケートですけれども、全国公立小中学校アンケートの中に、学校で児童生徒のために、施設改善が必要と思われる場所についてはどこかということで、２００９年、２０１５年、２０１８年、１位は全てトイレでございます。次に耐震化、次にパソコン、電子黒板というふうに続いております。本市においては、そんな中、ここ数年で洋式化率１００％の学校が増えており、先ほども申し上げましたけれども小学校は１５校中１０校、中学校は６校４校、全国的に見ても非常に進んでいるというふうに思います。

次の質問ですが、学校施設と比べ、公共施設はまだまだのようですけれども、個別状況について幾つかご確認します。洋式化率が５％増えたということですが、具体的にどの施設のことなのか、またそれと、観光客の方々が利用する旧伊藤伝右衛門邸の臨時駐車場付近にある仮設トイレやコスモスコモン、新飯塚駅西口等のトイレの洋式化はどのようになっているのか、また、公園の水洗化はどのぐらい進んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　前回の調査から洋式化率が増加いたしました主な要因といたしましては、頴田支所や穂波、立岩の交流センターの建て替えなどによるものでございます。また、旧伊藤伝右衛門邸の臨時駐車場近くの仮設トイレは、小便器を除きまして洋式トイレが２基設置されており、洋式化率は１００％でございます。コスモスコモンにつきましては、現在、洋式化率は４０％程度でございますが、来年度、令和４年度に、施設の大規模改修の際にトイレの改修も行うこととしており、全てを洋式トイレにする予定でございます。新飯塚駅西口につきましては、洋式化率は５０％となっております。また、公園につきましては、そのほとんどが水洗化されておらず、洋式化率は１９％となっております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　観光施設である旧伊藤伝右衛門邸内のトイレ数と洋式率、また仮設トイレについては、簡易水洗になっているのか、もしなっていない場合は、今後の改修計画についてどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　お尋ねの旧伊藤伝右衛門邸内のトイレにつきましては、洋式トイレ６基、多目的トイレ１基の合計７基ございますが、洋式化率は１００％でございます。また、仮設トイレにつきましては、下水管に接続し水洗化いたしております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　さすがに九州最古の水洗便所を造られた伊藤伝右衛門ということだろうというふうに思います。

次に、公園のトイレがほとんど水洗化されておりませんとのことですが、接続可能エリアに下水道が布設されている場合、一般住宅と同様に３年以内に接続義務というものがあると思いますが、公共施設についても同様に３年以内の接続義務があるのか。また、何箇所の公園のトイレが下水道に接続されていないのか、それと現在のくみ取りから洋式化と併せ、合併浄化槽も含め、簡易水洗等への改修の予定についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員がおっしゃるように、下水道法によれば処理区域内における水洗トイレへの改造義務があり、公共施設につきましても接続義務が生じるものと考えております。市内でトイレが設置されている５８か所の公園のうち、下水道へ接続可能な公園は２９か所ありますが、そのうち勝盛公園、健康の森公園、飯塚緑道等、８か所の都市公園につきましては、国庫補助事業を活用し水洗化を行っており、下水道へ接続されていない公園の数は２１か所となっております。なお、小規模な公園につきましては、補助事業の要件を満たさないため、その対応に苦慮しているのが現状でございます。

このような中、令和４年度に整備予定の菰田・堀池地区での西菰田公園につきましては、国庫補助事業を活用し、洋式トイレを含む多目的トイレを設置し、水洗化することとしております。また、全ての公園にトイレが設置されているわけではございませんが、今後、トイレ改修の際には洋式化に取り組んでいくとともに、下水道への接続あるいは浄化槽の設置による水洗化について、検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

どうぞよろしくお願いいたします。先ほどから言いますけれども、一般住宅については３年以内の下水への接続義務があるということ、また、住宅等を増築する場合、下水道に接続しないと、許可が下りないと聞いております。公共施設についても、例外なく接続義務があるとのことであれば、早期に接続をお願いしたいと思います。とは言っても、早期接続は様々な課題等もあると思います。そこで接続の前に、その公園のくみ取りのトイレが必要かどうかについて、やはり検証をしていただくことが必要だなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校の洋式化は、全体的に進んでいることは先ほど説明いただきましたが、残念ながら小中学校の個別で見ていきますと、洋式化が進んでいないような学校もあるように聞いております。私が調べたところ、特に椋本小学校の洋式化率が３８％と、かなり低いようでありますけれども、なぜ進んでいないのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校施設につきましては、近年、施設一体型小中一貫校の整備等により、全体の洋式率が向上していることは、先ほど申し上げましたが、ご指摘の学校をはじめまして、改修の進んでいない学校施設もございます。現在、改修の進んでいない学校につきましては、令和２年６月に策定いたしました飯塚市学校施設長寿命化計画に基づきまして、計画的な大規模改修整備を予定しておりますので、トイレの洋式化につきましても整備計画に基づいて実施してまいります。

また、椋本小学校の洋式化率が低いとのご指摘につきましては、この学校は１９９７年に建設をされ、現在２５年が経過しておりまして、建築当初から和式トイレが全体の８割を占めておりましたので、大規模改修が未実施であることから、どうしても洋式化率が低くなっているという状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今ご説明いただきました飯塚市学校施設長寿命化計画によると、各小中学校の建物ごとの建設年度などが記されております。また、同時に各学校の改修等計画も示されております。その中の５７ページ、具体的に言いますけれども、想定される改造等の実施年度は２０２３年度と記載されていますが、同じく６３ページを見ますと、２０２３年度から今後１０年間に改造を計画する施設の表によると、椋本小学校は２０３０年になっております。そこまで和式便所のままということなのか、答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本計画におきましては、建築後２０年後に大規模改造、４０年後に長寿命化改修、６０年後に大規模改造で機能を回復することで、建て替えを建築後８０年までに延伸させようとする目標使用年数を設定しているところでございます。ご指摘の５７ページの記載は、まず椋本小学校の建築後２０年を迎える基準年を示したものでございまして、ほかにも、４５の施設が２０２３年に建築後２０年以上を迎えます。その中で６３ページにつきましては、改造後の優先順位の考え方に基づきまして、２０２３年から今後１０年間に改造等を優先的に行う施設を、ほかの学校施設と評価をし、整理をしたものでございますので、大規模改造の実施時期にずれが生じております。ただし、老朽化を原因といたしました利用者の安全性の欠如や、衛生管理上の問題発生が危惧されるものにつきましては、個別に改修を実施することも必要であると考えております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

今、個別でも改修を実施したいという話ですけれども、健康面については、それは急がなくてはいけないところもあります。２０１７年６月に、全国４７都道府県の小学生に、小学生の排便と生活習慣に関する調査というのを行ったデータがありました。それによりますと６人に１人が便秘状態、また３人に１人は便秘状態、また便秘予備軍との結果が出ております。ここでワースト１位が和歌山県で、ここの洋式化率については４７％、かなり低いですけれども、２位が静岡県で５３％、３位が群馬県で洋式化率は５７％、福岡県は２６番目で５６％ですけれども、飯塚市は９５％と高くはなっておりますけれども、ある学校は低いということです。便秘については、さいたま市立病院の中野美和子医師が、小学生から便秘の子が増えますと、また、悪化すると腸閉塞になったりすることもあると言われています。トイレに行くことが減って、そうならないためにもトイレ利用の実態把握を行うなど、必要に応じた対処をお願いしますと言われています。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、公共施設の洋式化はもちろんですが、民間と連携して取組をすることで、住みやすい、安全安心な飯塚市が構築できると思いますが、民間施設へのトイレの洋式化について、市のほうから働きかけなどを行っておられるのか伺います。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　トイレの洋式化について、民間施設へ直接働きかけはしておりませんが、バリアフリー情報につきましては、福岡県が運営する福岡県内のバリアフリー情報を集約したウェブサイト、福岡バリアフリーマップにより情報提供しています。このサイトには公共施設だけでなく、本市や県が調査した民間施設の情報も掲載され、随時更新をすることにしております。この調査に際しましては、各民間施設のご協力の下、実施させていただいているところです。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

ぜひ、本市が健康に暮らせるまちとして取り組んでいることなど、丁寧に説明していただきたいというふうに思います。また、民間へのお願いということで、先日３月１日、ＪＲ九州の各駅のトイレについて、設置の形態等を確認してまいりました。飯塚市内には、筑豊本線、篠栗線、後藤寺線で各駅がありますけれども、１１の駅がございます。全て回ってやはり２時間半ぐらいかかりました。鯰田駅から一つ一つ確認をしてまいりましたけれども、新飯塚駅の駅員の方に話を伺うことができて、もうほとんどが無人駅に近くなっておりますが、無人駅については、管理の関係からトイレの使用をストップするとのことでした。そうすると有人の駅は、新飯塚駅、飯塚駅のみで、３月２１日からは大分駅も無人駅という貼り紙がしてありました。一応全ての駅を確認してまいりましたけれども、トイレのドアには貼り紙がしてありまして、トイレの閉鎖のお知らせということで張ってあります。貼り紙がしてあったのは、内野駅と上三緒駅に貼り出してありました。まだちょっと使える状態ではありましたけれども、時代の流れというふうに思いますけれども、駅員さんがいることの安心感はありましたけれども、何となくやはり寂しい気持ちになりました。今、飯塚市にはこの１１の駅がありますけれども、何とか列車に乗る前に用を足すとか、列車を降りて用を足すとかいうふうに残ればというふうに思います。

次に、トイレの設置形態、利用者の変化等について伺ってまいります。最近は、和式トイレを使ったことがない子どもが増えてきております。特に就学前の子どもについては、見たこともない子どももいると思います。私ごとで恐縮ですけれども、孫娘が公園の水洗の和式トイレで用を足せずに抱えてさせましたが、できませんでした。先ほどの教育部長の答弁にありましたように、学校のトイレの洋式化は、そのほとんどがかなり進んで新１年生も家と変わらず、スムーズに利用ができるものではないかと思っております。また、高齢者や障がいのある方など、身体への負担から洋式トイレの設置を望まれる声をよく伺います。そこで伺いますが、そのような市民の方が増えていくというふうに思いますけれども、その変化に対し、市民の皆様が利用しやすい公共施設のトイレの形態をどのように考えていくのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　内閣府が実施いたします消費動向調査によりますと、令和３年３月に実施いたしました調査結果では、温水洗浄便座の普及率が８０．３％という結果でございました。近年の住環境の状況から見ましても、新築された戸建て住宅やマンションなどのトイレは、そのほとんどが洋式トイレとなっております。このことからも、和式トイレに慣れない方や高齢の方をはじめとして、特に足に障がいのある方々にとっては、洋式トイレが利用しやすく、公共施設におきましても、あらゆる方々の利用を想定して、多目的トイレを含む洋式トイレの普及が進んでおります。しかしながら一方で、衛生面からどうしても公共施設の洋式トイレを利用できない方もいらっしゃるために、公共施設のトイレにつきましては、施設の機能や利用される方の傾向等を想定しながら、適切なトイレの配置を検討する必要があると考えております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

おっしゃるとおりだというふうに思います。トイレの温水洗浄便座の普及率と、公共施設の和洋の適切な設置についてご答弁いただきましたが、トイレメーカーの発表によりますと、便器生産国内第１位の便器メーカーＴＯＴＯさんが、既に２０１２年で和式便器の生産を終了すると発表しております。近年では、洋式便器の需要のほうが高く、昨年、２０１１年は和式便器を１５０万台生産したにも関わらず、３台しか売れなかったなどというふうに記述されております。また、２０１５年に和式便器はＪＩＳ規格から除外になり、今後、新たな品質向上が見込めないというようなことも書いております。しかし、かなり少数のようですが、家では洋式、外では和式という方もおられます。公共施設においては、適切な配置が現段階ではあり得ることであるというふうに理解をいたしますが、よろしくお願いいたします。

次に、先進自治体の取組について伺います。外出先でのトイレの利用を考えれば、公共施設に限らず、民間施設のトイレについても洋式化が進むことで、市民の方がトイレを心配せず、外出できるようになるのではないかと思います。例えば、民間施設のトイレ整備に対して自治体が補助金を出すなど、トイレ環境の整備に積極的に取り組んでいる事例があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　トイレの整備に関する助成といたしましては、特にインバウンドの促進を含む観光客の利便性、満足度の向上を図るために、トイレの改修に対する助成を行う自治体の事例が多く見られます。一例を申し上げますと、千葉県では中小企業や団体などが観光客向け公衆トイレに対して整備を行いますと、対象事業費の４分の３以内でございますが、最大で５００万円の補助制度があるようでございます。また、福岡県におきましても観光施設や宿泊施設のトイレの洋式化などに対しまして、それぞれ２００万円から７５０万円の補助制度を設けているようでございます。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

民間のトイレに関する助成があるということですので、どんどんアピールしていただきたいというふうに思います。

次に、自治体の中には公共施設におけるトイレに特化した整備計画を整備し、計画的に洋式化に取り組んでいる自治体もあるようです。例として２００９年、平成２１年ですけれども、新宿区、大きなまちですけれども、清潔できれいなトイレづくりのための指針を定めて取り組んでおります。本市と比べ、人口規模、財政等大きな違いがありますが、本市ではトイレの改修に対して目標を持って取り組んでおられるのか、また、他の自治体の取組に対してどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、幾つかの自治体におきましては、トイレの環境整備に対する利用者ニーズが高く、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化への早急な対応が求められていること。また、多くの方々に訪れていただくためのまちづくりを推進するために、トイレに特化した改修計画の方針を持っているようでございます。飯塚市は他の自治体のようなトイレの整備に特化した個別計画はございませんが、第２次飯塚市総合計画においては、建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく環境整備に努めることをうたっており、公共施設のあり方に関する関連計画におきましても、長寿命化と併せてバリアフリー化など、誰もが使いやすい快適性に配慮した施設整備等を行っていくことを明記いたしております。

本市におきましては、公共施設の改修や建て替えなどを行う際に合わせて、トイレの改修を行うケースがほとんどでございますが、公共施設のうち、特に改修の要望の多いトイレにつきましては、これまでも大規模改修等とは別に、緊急対応的にトイレの洋式化などを行った事例もございます。他市の事例のように、トイレの実施計画に沿って年次的に改修を行うことは、事業費の平準化も図られ、財源確保も計画的になされる利点があるものと考えます。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

どうぞよろしくお願いいたします。これが平成２８年にいただいた公共施設のトイレの一覧表ですけれども、ゼロ％というようなところも、まだまだ残っているというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。先ほどの答弁で、民間施設への働きかけは行っていないということでありましたが、福岡県でもトイレの洋式化に対し補助制度があるのであれば、民間施設のトイレを改修して洋式化を進めた施設には、こんな補助制度がありますというような情報発信を、市から行っていただきたいというふうに思います。

次に、民間施設や公共施設、小中学校の校舎などの状況は分かりましたが、学校の体育館など、まだ改修が進んでいない施設について、改修等に伴う問題とか、課題があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　課題等につきましては、和式トイレから洋式トイレに改修等を行う場合、御承知の方も多いかと思いますが、トイレに正対する向きが変わるなど、既存のトイレスペースでは狭小となりまして、扉の開閉等に支障を来すケースが多く発生してまいります。設置する洋式トイレによっては、便器数の減少や、また壁などの改修工事までが必要な場合は、平均的な実績から約１０日前後の工事期間が必要となり、長期間にわたりトイレの使用を中止することができないことから、どうしても夏季休業期間中や冬季の休業中に工事が集中することなどが課題として挙げられます。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　学校施設の課題と同様に、公共施設においてトイレを和式から洋式に改修する際には、スペースの確保ができず、トイレの便座数を減少させなければならないこともありますことから、施設の大規模改修を伴わない場合は、施設の利用者数や、また利用実態に合わせて、慎重に取り組む必要があると考えております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

教育部も行政経営部もということで、工期について、それからスペースについてお話しされましたが、先日、私が受講している便器メーカーのセミナーで、通常、学校もそうだろうと思いますが、１週間前後必要であった工事が２日間で完了するというのを教わりました。さらに、その工事を行うことで、従来工法より廃棄物の削減がされるということを伺いました。今後は、こういう改修工事を考える際に、そのようなことも念頭に置いて考慮していただければというふうに思います。

次に、障がい者の方やＬＧＢＴＱの方への配慮について伺います。私は、前回も事例として、国土交通省が建設現場で、男性女性が働きやすい環境づくりということで快適トイレを必ず設置、仮設トイレを設置するというふうにお話をさせていただきましたが、現在でもその取組は続いております。以前から、トイレは全ての人が生きていく上で最も重要なものとお話させていただきました。建設現場や災害、避難所、公共施設や学校などでトイレを整備すれば、誰もが使いやすく気持ちのよい環境になると思いますが、整備する際に障がい者の方やＬＧＢＴＱの方への配慮について、どのようなお考えをされておられるのか伺います。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　本市では、福岡県福祉のまちづくり条例に沿った施設整備に努めており、その中で多目的トイレの設置など、誰もが安全かつ快適に利用できるように配慮したトイレの設置を進めております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今後の計画について伺いますが、高齢者の方、また障がいのある方、あらゆる方が利用できる施設になるよう整備することは、飯塚市を住みやすいまち、住みよいまちにするために、大事な事業であると考えます。そこで、市としてトイレの洋式化に対して、冒頭にも言いましたけれども、計画をもって実施すべきと考えますが、市の考えを伺います。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、防災や避難所としての観点からも、公共施設のトイレはバリアフリー化、また、ユニバーサルデザインの視点を持って取り組むことが求められており、それぞれの状況に応じて、あらゆる方々が快適に利用することができるようにトイレの整備を考える必要がございます。計画的に取り組むことは、先ほど述べましたように事業費の平準化にも有効でありますが、より効率的なトイレ改修を行うためには、その時期や手法についても検討する必要がありますことから、他市の事例などを参考に研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ぜひ、よろしくお願いいたします。最後に要望になりますけれども、３回にわたり、トイレについて質問させていただきましたが、通常、１日に人は５回から６回、トイレに行くと言われています。中には７回、８回という方もおられると思いますが、自宅以外でトイレに行く場合、子どもも大人も、ここのトイレは使うけれど、あそこのトイレは使わないということにならないよう、お願いしたいというふうに思います。先日、クールジャパンという勉強をちょっとさせていただきましたが、外国人の方に、日本に存在する魅力を紹介してアンケートをしております。その紹介の内容は、日本のいいところ、神社仏閣であったり、禅、武士道であったり、茶道、それから盆栽、様々なものがありますけれども、その中に温水洗浄便座というのがあります。ちょっと変わったところで紹介されておりますけれども、そのアンケートの中に、外国人の方がするんですけれども、１位がおもてなし、２位がトイレということで、アンケートが出ております。３位が温泉、４位が富士山というふうになっておりますけれども、このように先ほどもインバウンドの話をされましたけれども、日本に来られる方、また、我々も自分が使いたいトイレ、また、あなたにも使ってほしい、いろいろな方に使ってほしいトイレを目指して、飯塚市が一歩進んでいただきますことを要望して、この質問を終わります。どうもありがとうざいました。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後　２時３３分　休憩

午後　２時４５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。１３番　小幡俊之議員に発言を許します。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

今日はまず、「公共施設について」お尋ねしたいと思っております。本市はもう合併して十数年来たちますが、その間に老朽化した施設、公共施設の建て替えを順次やってきたのですが、今回、主に頴田、幸袋、鎮西、穂波東の小中一貫校の４校と、今我々が使っています本庁舎、それと昨年供用開始しました卸売市場、並びに今建設中の新体育館の施設整備にかかる着工日、なおかつ供用開始日、総事業費、事業費の変更があればその回数と金額、また、その財源、財源の内訳、償還年数、償還額、その利子額、並びに年間の施設に関わる維持管理費について、お尋ねしたいと思っております。小中一貫校につきましては、できましたら児童生徒数も教えていただきたいと思っております。

私も含めてですが、順次建ててきた建物の総額を正確には知らないんですよ。この庁舎でいけば、この庁舎に何十億円かかったというのが把握できておりません。今回は市民に対してもですが、我々が日頃から使う公共施設が幾らかかったのか、今回は数字を押さえたいと思いますので、説明のほどよろしくお願いします。

まず、小中一貫校の４校から教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

まず、小中一貫校４校についてお答えいたします。頴田校、幸袋校、鎮西校、穂波東校の順に、施設整備に係る着工日、供用開始日、これは開校日でございますが、総事業費、財源内訳、償還年数、償還額、維持管理費、並びに児童生徒数につきましてご説明申し上げます。

まず、小中一貫校頴田校についてでございますが、着工日は平成２３年９月３０日、供用開始日は平成２５年４月でございます。総事業費は合計で２９億４９７８万９千円となります。その内訳でございますが、調査測量設計等の委託料が８２５８万２千円、工事請負費として２８億２０７２万２千円となります。なお、工事請負費の内訳といたしましては、建設工事費が２５億９５６８万３千円、造成工事費が１億２８０５万９千円、解体工事費が９６９８万円となっております。その他費用として、備品購入費が４６４８万５千円でございます。

次に、財源内訳ですが、国庫補助事業の対象合計額が５億９８６９万７千円で、その内訳は、公立学校施設整備費負担金が２２２０万５千円、学校施設環境改善交付金が５億７６４９万２千円です。また、借入額は１６億７０７０万円、一般財源６億８０３９万２千円でございます。償還年数は１０年、２０年、２２年、２５年で借入れし、償還の期間は平成２３年度から令和２０年度の２８年間で償還いたします。借入総額１６億７０７０万円に対し、総償還額は約１８億２５０８万８千円で、そのうち利子の合計額は約１億５４３８万８千円でございます。ピーク時の年間償還額は約１億３８１７万円でございますが、利子だけを支払う据置き期間や償還年数が異なる借入れがございますので、総償還額を償還する年数で除して平均化した額は約６５１８万２千円でございます。

次に、年間維持管理費については、令和２年度決算で１５７８万９千円となっておりまして、その内訳は、光熱水費が８２６万４千円、施設管理に関する保守点検等の委託料として７５２万５千円でございます。

次に、頴田校は令和３年５月１日現在の調査で、児童生徒数は３６９名、うち小学校が２３４名、中学校が１３５名となっております。

続きまして、小中一貫校幸袋校についてでございますが、着工日は平成２７年２月１２日、供用開始日は平成２９年４月でございます。総事業費は、合計で５５億７２６９万９千円となります。その内訳でございますが、調査測量設計等の委託料が２億６３２９万７千円、工事請負費は５２億４２６２万３千円となります。なお、工事請負費の内訳といたしましては、建設工事費が４３億７３５５万７千円、造成工事費が６億９４２万３千円、解体工事費が２億５９６４万３千円となります。その他の費用といたしましては、上下水道関連費等で１０１３万９千円、備品購入費が５６６４万円となります。なお、工事請負費用の合計金額には、５６１２万３千円の増額の増工分が含まれております。

次に、財源内訳ですが、国庫補助事業の対象合計額が１０億１２６万６千円で、その内訳は、公立学校施設整備費負担金が６億６５９２万６千円、学校施設環境改善交付金が３億３５３４万円です。また、借入額は４１億２５７０万円、一般財源４億４５７３万３千円でございます。償還年数は１０年、１５年、２０年、２５年で借入れし、償還の期間は平成２６年度から令和２４年度の２９年間で償還いたします。借入総額４１億２５７０万円に対し、総償還額は約４４億３５８万３千円で、そのうち利子の合計額は約２億７７８８万３千円でございます。ピーク時の年間償還額は約２億６７９１万８千円でございますが、平均化した額は約１億５１８４万８千円でございます。

次に、年間維持管理費につきましては、令和２年度決算で総額１７４２万１千円となっており、その内訳は光熱水費が１２２６万３千円、施設管理に関する委託料が５１５万８千円でございます。

次に、幸袋校は令和３年５月１日現在の調査で、児童生徒数は７０７名、うち小学校が４９３名、中学校が２１４名となっております。

次に、小中一貫校鎮西校についてですが、着工日は平成２７年９月２５日、供用開始日は平成３０年４月でございます。総事業費は合計で７２億６４８１万５千円となります。その内訳ですが、調査測量設計等の委託料が２億４５５０万５千円、工事請負費は６２億７５６７万円となります。なお、工事請負費の内訳といたしましては、建設工事費が５６億２４７２万１千円、造成工事費が６億５０９４万９千円となります。また、用地購入費として４億５１１０万６千円で、１平米当たりの平均単価は１万１４３６円となります。その他の費用といたしましては、上下水道関連費等で２億２２３５万３千円、備品購入費が６９０３万１千円となります。

次に、財源内訳についてですが、国庫補助事業の対象合計額が１０億２８１４万４千円で、その内訳は、公立学校施設整備費負担金が７億１５８万７千円、学校施設環境改善交付金が３億２６５５万７千円です。また、借入額は５０億９０万円、一般財源１２億３５７７万１千円でございます。償還年数は５年、１０年、１５年、２０年、２５年で借入れし、償還の期間は平成２６年度から令和２４年度の２９年間で償還いたします。借入総額５０億９０万円に対し、総償還額が約５２億６７８４万１千円で、そのうち利子の合計額は約２億６６９４万１千円でございます。ピーク時の年間償還額は約２億８６０３万６千円でございますが、平均化した額は約１億８１６５万円でございます。

次に、年間維持管理費についてですが、令和２年度決算で２１７７万２千円となっており、その内訳は、光熱水費が１７４１万４千円、施設管理に関する委託料が４３５万８千円でございます。

次に、鎮西校は令和３年５月１日現在の調査で、児童生徒数は９５７人、うち小学校が６５１名、中学校が３０６名となっております。

最後に、小中一貫校穂波東校についてですが、着工日は平成２７年２月１２日、供用開始日は小学校部が平成２９年４月、中学校部が翌年の平成３０年４月となっております。総事業費は合計で５５億５９４０万円となります。その内訳ですが、調査測量設計等の委託料が２億１８０９万７千円、工事請負費は５１億１０９８万７千円となります。なお、工事請負費の内訳といたしましては、建設工事費が４０億９４６０万８千円、造成工事費が２億８６０８万１千円、解体工事費が１１６６万４千円、大規模改修工事が７億１８６３万４千円となります。また、用地購入費として１億４９３３万７千円で、１平米当たり平均単価は１万４５００円となっております。その他の費用といたしまして、上下水道関連費等で１１８２万５千円、備品購入費が６９１５万４千円となります。

次に、財源内訳ですが、国庫補助事業の対象合計額が７億８９３２万５千円で、その内訳は、公立学校施設整備費負担金が３億６８１万３千円、学校施設環境改善交付金が４億８２５１万２千円です。また、借入額は４１億１５２０万円、一般財源６億５４８７万５千円でございます。償還年数は５年、１０年、１５年、２０年、２５年で借入れし、償還の期間は平成２６年から令和２４年度までの２９年間で償還をいたします。借入総額４１億１５２０万円に対しまして総償還額が約４４億６８６５万円で、そのうち利子の合計額は約３億５３４５万円でございます。ピーク時の年間償還額は約２億４７２１万３千円でございますが、平均化した額は約１億５４０９万２千円でございます。

次に、年間維持管理費についてでございますが、令和２年度決算で２１０８万１千円となっており、その内訳は、光熱水費が１３８３万８千円、施設管理に関する委託料が７２４万３千円でございます。

最後に、穂波東校は令和３年５月１日現在の調査で、児童生徒数は９０３名、うち小学校が６２２名、中学校が２８１名となっております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

この４校をまとめますと、頴田が２９億４９７８万９千円、幸袋一貫校が５５億７２６９万９千円、鎮西においては７２億６４８１万５千円、穂波東が５５億５９４０万円という数字が出ております。４校まとめますと、約２１３億４６７０万３千円を投資したということでしょう。償還は約２８年から２９年において、返していくと。内訳は、今教えていただきました。特にこれを維持するためには、年間維持費として４校合計で７６００万円ほど毎年かかるということです。１校平均すれば、年間１９００万円ぐらいの維持管理費がかかるという中で、我々が子どもの頃は、木造の、冬場なんかガラス窓で北風がひゅうひゅう入るような、そういった環境で勉強してきました。市長も同年代ですから、そういった学校で勉強してきましたよね。今、この小中一貫校４校だけ見ても、学ぶための環境としては、かなり当時と比べれば、昭和の時代と比べれば、いい環境が整ったと思っております。この４校で小学生が２千人、中学生が９３６名、合計２９３６名の子どもさんたちが勉強しているんですけれども、さきの同僚議員の質問でもありましたけれど、まだまだトイレの整備とか、いろいろな合併していない、小中一貫になっていない小学校、中学校もございますので、これからも教育費、学校施設の整備費用が必要になってくると思うんですけれども。これは余談ですけれど、家を建てると、マイホームですね、何千万円かかったと、土地を幾らで購入し、建物を幾らで建てた。外構、車庫、カーテン、エアコンでこのくらいかかったというのは把握しますよね。なおかつ、何のローンを借りた、自己資金をこのくらい出した、返済に何十年かかるんだと、毎年これぐらい家のために返しているんだよということを、私だったら子どもに教えるんですよ。子ども部屋をちゃんと大事に使いなさいよと、大掃除のときは手伝いなさいよというような情操教育なんですね。教育長にちょっとお願いしたいのが、どこかのきっかけで、鎮西を取り上げれば鎮西の小学生、中学生もしくは保護者の方々に、この学校は７２億円ほどかかっているんですよという、やはりお金の話で申し訳ないけれど、価値をしっかりと伝えてほしいんです。飯塚市の大人たちが今から２９年かけて、毎年これだけお金を返しているんだよと。なおかつ維持管理費にこれぐらいかかっているんだよということを、やはり子どもたちに教えるべきと思うんですよ。自分たちが学べる校舎をやはり大事に使っていくと。そういった教育を、教育長のほうから学校長等を通して、何かの機会で構いません。やはり将来、彼らが飯塚市を担う子どもたちですよ。２９年の償還期間は彼らも返済に関わっていく子どもたちですよ。しっかりとその点の教育をしていただきたいということは、ちょっとお願いしておきたいと思います。

学校はそういうことで、あと本庁舎と卸売市場ですね。まだ、出来上っておりませんけれど新体育館について、同じような質問したいと思いますので、続けてご答弁をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総務部からは本庁舎についてお答えをいたします。本庁舎建設につきましては、着工日は平成２７年３月２４日、供用開始日は平成２９年５月８日でございます。総事業費につきましては、合計で８７億２２３９万７千円となります。その内訳でございますが、調査測量設計等の委託料が５億９０６９万４千円、工事請負費は７７億６２１９万１千円、備品購入費その他の費用で３億６９５１万２千円となっております。なお、工事請負費には庁舎建設工事におけるくい工事の変更に伴う１億６３４７万９６０円の増額が含まれております。

次に、財源の内訳でございます。社会資本整備総合交付金が２億２６４９万３千円、合併特例債が７５億８７８０万円、一般財源９億８１０万４千円となっております。償還年数は、５年、１０年、１５年、２０年、２５年で借入れし、償還の期間は平成２５年から令和２６年度の３２年間で償還をいたします。借入総額７５億８７８０万円に対し、総償還額が約８０億３４３７万８千円で、そのうち利子の合計額は約４億４６５７万８千円でございます。ピーク時の年間償還額は約４億７５１４万９千円でございますが、利子だけを支払う据置き期間や償還年数が異なる借入れがございますので、総償還額を償還する年数で除して平均化した額は約２億５１０７万５千円でございます。

次に、本庁舎の年間維持管理費につきましては、令和２年度の決算額でありますが、光熱水費が２５０５万７９１９円、施設管理に係る各種委託料の総額が６３５６万２８５円となっております。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

地方卸売市場につきましては、令和元年７月９日に土地の造成工事に着手し、その後、建築工事などを実施し、令和３年３月末に全ての工事が完了いたしております。開場日につきましては、令和３年５月３日に供用開始いたしました。総事業費は総額３６億４６７０万７千円となっており、土地関係では測量設計等委託３２０１万２千円、造成費３億３８４０万４千円、合計３億７０４１万６千円。建物関係では、設計・地盤調査・工事監理・手数料等が１億１８１９万１千円、建築費３１億５８１０万円、合計３２億７６２９万１千円となっております。なお、建築工事におきまして、契約変更はございませんが、土地の造成工事において工事数量等の清算による契約変更を行っております。

財源内訳につきましては、国・県交付金８億９２５４万２千円、市場事業債２７億１２９０万円、一般財源４１２６万５千円となっております。起債についてですが、償還年数は５年、１５年、３０年で借入れし、償還の期間は令和元年度から３２年度の３２年間で償還いたします。借入総額２７億１２９０万円に対し、総償還額が約２８億７６０４万円で、そのうち利子の合計額は約１億６３１４万円でございます。ピーク時の年間償還額は約１億７４万２千円でございますが、利子だけを支払う据置き期間や償還年数が異なる借入れがございますので、総償還額を償還する年数で除して平均化した額は約８９８７万７千円でございます。

施設維持管理費についてですが、令和３年５月に開場のため、１年間に換算した今年度の見込額になりますが、施設利用者負担金を除いた光熱水費、維持補修費、保守点検委託、保険料等で年間約１５６２万１千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

続きまして、新体育館についてご説明いたします。新体育館は、平成３０年度に各種調査委託や設計委託等を行い、令和元年度に造成工事、そして令和２年度から建築工事など各種工事に着手し、令和４年度末に全ての工事を完了する予定でございます。供用開始は令和５年４月中旬頃を予定いたしております。総事業費は、予算ベースでございますが、約５６億７千万円、設計など各種委託料が２億７千万円、工事費が約５１億円、備品その他約３億円となっております。そのうち契約変更に伴う増額分は約７億円で、これは建築工事の基礎工事変更に伴う増加分６億４千万円と、それに伴う工期変更による電気設備、空調設備、給排水設備工事、工事監理委託の増加分が約６千万円となります。

財源の内訳でございますが、国の補助金でございます社会資本整備交付金が約１７億９千万円、公共施設等適正管理推進事業債が約３２億６千万円、一般財源が約６億３千万円と見込んでおります。公共施設等適正化事業債約３２億６千万円の償還につきましては、償還期間が２５年、利率０．４％として計算いたしますと、総償還額が約３４億４千万円、うち利息分が約１億８千万円となります。ピーク時の償還額は約１億５千万円と見込んでおりますが、平均すると年額は約１億３７００万円でございます。なお、元利償還金の５０％は、地方交付税が措置されますので、単費としては２５年間で約１７億２千万円と見込んでおります。

供用開始後の年間維持管理費でございますが、人件費や事業費を含めて約９千万円を見込んでおります。なお、使用料等の収入は約１７００万円を見込んでおりますので、その差額が約７３００万円になりますが、これが市の単費と見込んでおります。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

新体育館は、まだ予算ベースで建設中ですので、この本庁舎と供用開始しました市場のほうは十分理解しました。ありがとうございました。先ほど申しましたように、我々も建てることに対して、議会で承認しております。また、最後まで幾らかかったのか、これをいかに維持していくのか、幾らお金が要るのかも含めて、今回は数字を押さえたいというところで質問させていただきました。施設については、これで終わります。

通告しております２つ目です。「水利権について」、ちょっとお尋ねしたいと思っております。私の認識ですけれど、水利権という言葉をよく聞きますけれども、飯塚市においては遠賀川、一級河川がございます。その遠賀川から取水、要は水を取る権利、これは基本的な水利権でありまして、水利権にはどのようなものがあるかということでお尋ねしたいと思いますので、農業委員会のほうで、水利権とはどのようなものか、概要があれば教えてください。

○議長（松延隆俊）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　水利権とは、河川法に基づきまして河川管理者の許可を受けた許可水利権と、河川法制定以前から取水の実態があり、水利用の事実が正当なものとみなすとされた慣行水利権があるものと認識しております。農業委員会が関係すると考えられる水利権とは、農業者が営農に係る農作業において、農業用水を利用する権利であると考えております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　河川法に基づいた水利権には許可水利権と、これは正式に許可をいただいた水利権。慣行水利権というのは、江戸時代から田んぼとか畑を営農するに当たって必要な水を取ると、取水が主な水利権なんですね。本市において、よく水利権の話が出るのが、今、都市計画審議会でも用途の見直し等もやっておりますけれども、農地を他の目的に、宅地造成するとか、そういった場合に農地転用というのをやりますよね。そこでお聞きしたいのが、農地転用について、農地を農地転用にかけて農地以外のものとして利用する。そのときの農地転用の申請についての手続の方法とか、一連の流れ、時期についてお示しください。

○議長（松延隆俊）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　農地転用申請につきましては、申請書及び添付書類についてご準備していただきまして、毎月大体２３日頃の申請書提出締切日までに提出をしていただきます。その申請を受けまして、翌月の１０日前後に開催されます農業委員会総会に議案として上程し、審議の結果を県知事に意見書として送付することになります。その後、県知事より許可をされますと、速やかに転用申請どおりの工事等を行っていただきます。工事完了後に工事完了報告を提出していただきまして、最終的な地目等の変更のための現況証明願を提出いただきまして、現地調査確認後、現況証明書を発行するという流れになっております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　農地を他の目的に使うんですから、農地転用申請には４条申請とか、５条申請とかありますけれども、一般的に転用に必要な添付書類は、どのようなものが必要なのか、お示しください。

○議長（松延隆俊）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　農地法施行規則第３０条に示された添付書類といたしまして、１．申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款または寄附行為の写し、２．土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書、３．申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面、４．資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面、５．申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面、６．申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書、７．その他参考となるべき書類となっております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そういった申請書類の中に、農地転用を行う場合、本市では水利権の関係で、水利関係承諾書というのを添付するように、提出するように求めておりますけれども、この水利関係承諾書というのはどういったものなのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　水利関係承諾書につきましては、転用行為に当たり、周辺農地に係る営農条件に支障がないように、地元農区等からの承諾書の提出をいただくよう、申請者の方に依頼をしております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　一連の田んぼの中で埋め立てして、家を建てたり、アパートを建てたりとかいう農地転用をやろうとしたときに、周辺で農作業を営われておられる耕作者、そこには農区長さん等がおられますよね。目的に応じて、この承諾書をいただく場合、やはり農区側とすれば、営農者側とすれば、雑排水が流れたり、ごみ等が田んぼの中に散らばったりとか、いろいろな問題が起こるということで、フェンスをちゃんとしてくださいと、雨水は構わないけれど、雑排水はこのようにちゃんと流してくださいと。その用水路から自分らは水を取られますので、取水されるので、そういった話合いを持たれて、その結果、問題なければ承諾書に、同意書の印鑑を押すというような流れかと思いますが、どうしても承諾書を得られない、同意書が得られないといった場合には、どのようにしたらいいのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　水利関係承諾書につきまして、どうしても承諾が得られない場合につきましては、その経緯をお示しいただきまして、その後の対応につきまして農業委員会において対応方法等につきまして審議することになります。また、当該地区の担当の農業委員とか、農地利用最適化推進委員が農業委員会会長、副会長並びに事務局と連携しまして、申請者と農区等との調整も行うこととしております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今、農業委員会として、農業委員会の会長とか副会長、事務局も連携して、農区等との調整を行うと。過去、農業委員というのは選挙で選出されておりましたよね。今の農業委員の選出方法を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　質問議員がおっしゃるとおり、以前は選挙ということでありましたけれども、今は平成２７年から市長の任命制ということになっております。選出方法につきましては、農業者からの推薦といたしまして、農区長会等の推薦、また農業者が組織する団体からの推薦、その他一般公募により応募者を募っております。その募集を受けまして、農業委員の候補者を選定し、議会の同意を得て市長が任命するということになっております。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そういうふうな形で、もうそろそろ３月ですので、各農業委員会のメンバーも改選の時期かと思いますけれども。私のところに訪ねて来られた方の話なんですけれど、先ほどの農地転用の申請を行うに際して、この地区の農区長さんの同意書、承諾書が必要だということで、何度も話し合ったけれども、なかなか印鑑を押していただけないという事例がたくさん出ております。それで印鑑を押さない理由は何なのかと尋ねますと、一方の話しか聞いておりませんよ、農区長さん自体からは聞き取り調査は行っておりませんが、田んぼを埋め立てるに当たって、承諾書を得るためには、お金を払いなさいというような事例がたくさん出ています。要は、面積に応じて、平米もしくは坪当たり何百円出せと。できた宅地の戸数に応じて１か所何万円出せと。農道から仮に宅地に入るとすれば、橋りょう、橋をかけますよね、橋のメートル当たり何万円だと。そこの農区が、申請者に対して数百万円規模のお金を要求するという事例がたくさん出ているんですよ。これは、実態調査は私はやっていませんけれども、そういう苦情が出ています。印鑑、要は同意書がなければもう許可しないぞと、農業委員会にもかけないぞというような話で、なかなか印鑑を押してくれないということらしいんですよ。ちょっとこれは知人の警察にも確認しました。印鑑を押すに当たってお金を要求するということは、変な話、恐喝にも値するし、そういう訴えがあれば調査に乗り出しますということなんですよ。農業委員会のほうでそういった事例が出ているか、出ていないか、分からないんだけれど、印鑑を押すに当たってお金を要求するという行為は、私が調べた範囲では、これは合法ではありません、違法です。こういった実態が今あって、どこの地区とは言いませんが、お金を要求するということで、それに同意したところは農業委員会にかけるというようなことが起こっているそうです。そういった実態があるかというのは、農業委員の選出方法は今聞きましたけれど、農業委員の会長さんあたりの任命は議会が承認して、片峯市長が任命するということなんですよ。任命権者である市長としては、そういった実態があるかどうか、御存じかどうかだけ教えてください。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　今、お話を聞いて驚きました。知りませんでした。

○議長（松延隆俊）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　よかったですね、知らないほうが当たり前だと思います。そういうことが、先ほどから何度も言いますが、確認はとれていませんけれども、訴えてこられた側からは、そういう話を聞いております。任命権者でもありますし、我々も承認する立場におります。できましたら、農業委員会としては、そういった実態が仮にあるのであれば、ちゃんと是正するように指導していただきたいという要望で今日は終わらせておきますけれども、本市において、そういった印鑑でお金にするということはやめましょう。これで一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打切り、明３月４日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時２８分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

　（　欠席議員　　１名　）

１０番　　深　町　善　文

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一

農業委員会事務局長　　田　中　善　広